

令和 5 年

壱岐市議会定例会 3 月会議議案

(令和 5 年 3 月 2 日提出分)

令和5年壱岐市議会定例会3月会議議案

- 議案第 3 号 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 号 壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議案第 5 号 壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 9 号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 10 号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 11 号 壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 12 号 壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について
- 議案第 13 号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 14 号 壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について
- 議案第 15 号 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について
- 議案第 17 号 公有水面埋立について

- 議案第18号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第19号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第21号 令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和5年度壱岐市一般会計予算
- 議案第25号 令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度壱岐市三島航路事業特別会計予算
- 議案第30号 令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算
- 議案第31号 令和5年度壱岐市水道事業会計予算

議案第3号

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

外国人の保護に関する事務について、独自利用事務として特定個人情報の取扱いができるよう、所要の改正を行うものである。

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年壱岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 2 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|--|

別表第2の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------|---|--|
| 2 市長 | 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する事務であつて規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| | | 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | | 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |

| | |
|--|--|
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるものの |
| | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規 |

| | |
|--|---|
| | 則で定めるもの |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの |
| | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収 |

| | |
|--|---|
| | に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 国民年金法(昭和34年法律第141号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災 |

| | |
|--|---|
| | 害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの |

| | |
|--|---|
| | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅及び壱岐市営住宅条例(平成16年壱岐市条例第207号)による市営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの |
| | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35 |

| | |
|--|--|
| | 年法律第37号)による知的障害者 に関する情報であって規則で定め るもの |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るため個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の保護に関し全国的に共通の取扱いが適用されることに伴い、その運用について必要な事項を定めるものである。

壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)その他法令等に定めるものほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、法の趣旨にのっとり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 実施機関及び実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければなら

ない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施期間は、開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、写しの

作成に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(審査会の設置等)

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について審査するため、壱岐市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 実施機関は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(審査会)

第9条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 8 審査会の会議は、会長が招集する。
- 9 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

10 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(壱岐市個人情報保護条例の廃止)

第2条 壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第246号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係るその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委

託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前に旧条例第12条、第26条若しくは第34条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正若しくは利用停止又は旧条例第40条の規定によりされた審査請求については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前各項に定めるもののほか、前条の規定の施行の日前に旧実施機関が旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

（審査会の経過措置）

第4条 附則第2条の規定の施行の際現に旧条例第40条の規定により市に置

かれた同条に規定する壱岐市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第9条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 2 附則第2条の規定の施行の際現に旧審査会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、施行日に、第9条第5項の規定により会長として定められ、又は同条第6項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 3 附則第2条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第43条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第40条による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。
- 5 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(壱岐市情報公開条例の一部改正)

第5条 壱岐市情報公開条例(平成16年壱岐市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「、氏名」を削り、同条第6号中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徵収」に改める。

(壱岐市暴力団排除条例の一部改正)

第6条 壱岐市暴力団排除条例(平成24年壱岐市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第246号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条各号」に改める。

（壱岐市附属機関設置条例の一部改正）

第7条 壱岐市附属機関設置条例（平成18年壱岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表ア 市長の附属機関の部壱岐市個人情報保護審査会の項中「壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第246号）」を「壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年壱岐市条例第 号）」に改める。

（壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | |
|----|------------|-----|---------|-----------------------------|
| 15 | 地域審議会委員 | 日額 | 5, 700 | 壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費 |
| 16 | 行政改革推進委員 | 日額 | 5, 700 | |
| 17 | 壱岐市入札監視委員会 | 委員長 | 10, 000 | |
| | | 委員 | 5, 700 | |
| 18 | 特別職報酬等審議会 | 会長 | 6, 100 | |
| | | 委員 | 5, 700 | |
| 19 | 交通安全対策会議委員 | 日額 | 5, 700 | |
| 20 | 消防組織審議会 | 会長 | 6, 100 | |
| | | 委員 | 5, 700 | |

| | | | |
|-----|---------------------|----|---------|
| 2 1 | 防災会議委員 | 日額 | 5, 700 |
| 2 2 | 国民保護協議会委員 | 日額 | 5, 700 |
| 2 3 | 公民館運営審議会 | 会長 | 6, 100 |
| | | 委員 | 5, 700 |
| 2 4 | 固定資産評価員 | 日額 | 10, 000 |
| 2 5 | 固定資産評価補助員 | 日額 | 10, 000 |
| 2 6 | 壱岐島開発総合センター運営協議会 | 会長 | 6, 100 |
| | | 委員 | 5, 700 |
| 2 7 | 介護保険事業計画作成委員会 委員 | 日額 | 5, 700 |
| | | | |
| 2 8 | 障害支援区分認定審査会委員 | 医師 | 16, 000 |
| | | 委員 | 9, 900 |
| 2 9 | 民生委員推薦会委員 | 日額 | 5, 700 |
| 3 0 | 三島航路事業運営委員会 | 日額 | 5, 700 |
| 3 1 | 介護保険認定審査会 委員 | 医師 | 16, 000 |
| | | 委員 | 9, 900 |
| 3 2 | 国民健康保険運営協議会 | 会長 | 6, 100 |
| | | 委員 | 5, 700 |
| 3 3 | 農業振興地域整備促進協議会 委員 | 日額 | 5, 700 |
| | | | |
| 3 4 | 港湾・漁港整備促進委員会 | 日額 | 5, 700 |
| 3 5 | 住宅入居者委員会委員 | 日額 | 5, 700 |
| 3 6 | 都市計画審議会委員 | 日額 | 5, 700 |
| 3 7 | 社会教育委員 | 日額 | 5, 700 |

| | | | | |
|-----|--|-----------|----------|------------------|
| 3 8 | 文化財保護審議会 | 会長 委員 | 日額 日額 | 6, 100 5, 700 |
| 3 9 | 壱岐市歴史文化基本構想策定委員会 | 委員長 委員 | 日額 日額 | 6, 100 5, 700 |
| 4 0 | 壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会 | 委員長 委員 | 日額 日額 | 6, 100 5, 700 |
| 4 1 | スポーツ推進委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 4 2 | 奨学生選考委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 4 3 | いきっこ留学制度運営委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 4 4 | 学校給食運営委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 4 5 | 盈科小学校学校医、石田小学校学校医、郷ノ浦中学校学校医、芦辺中学校学校医 | | 年額 | 192, 000 |
| 4 6 | 前項以外の市内小中学校学校医 | | 年額 | 128, 000 |
| 4 7 | 盈科小学校学校歯科医、石田小学校学校歯科医、郷ノ浦中学校学校歯科医、芦辺中学校学校歯科医 | | 年額 | 183, 000 |
| 4 8 | 前項以外の市内小中学校学校歯科医 | | 年額 | 122, 000 |
| 4 9 | 学校薬剤師 | | 年額 | 30, 000 |
| 5 0 | 幼稚園園長 | | 年額 | 77, 000 |

| | | | |
|-----|---|------------|---------------|
| 5 1 | 郷ノ浦幼稚園嘱託医 | 年額 | 1 2 8 , 0 0 0 |
| 5 2 | 前項以外の市内幼稚園嘱託医 | 年額 | 4 2 , 6 0 0 |
| 5 3 | 郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医 | 年額 | 1 2 2 , 0 0 0 |
| 5 4 | 前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医 | 年額 | 3 7 , 3 0 0 |
| 5 5 | 幼稚園薬剤師 | 年額 | 1 8 , 7 0 0 |
| 5 6 | 武生水保育所嘱託医 | 年額 | 1 2 8 , 0 0 0 |
| 5 7 | 前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医 | 年額 | 4 2 , 6 0 0 |
| 5 8 | 武生水保育所嘱託歯科医 | 年額 | 1 2 2 , 0 0 0 |
| 5 9 | 前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医 | 年額 | 3 7 , 3 0 0 |
| 6 0 | 石田こども園嘱託医 | 年額 | 1 2 8 , 0 0 0 |
| 6 1 | 石田こども園嘱託歯科医 | 年額 | 1 2 2 , 0 0 0 |
| 6 2 | 石田こども園薬剤師 | 年額 | 1 8 , 7 0 0 |
| 6 3 | 生活保護嘱託医 | 月額 | 5 2 , 0 0 0 |
| 6 4 | 生活保護嘱託精神科医 | 月額 | 3 3 , 0 0 0 |
| 6 5 | 認知症地域支援嘱託医 | 月額 | 2 0 , 0 0 0 |
| 6 6 | 産業医 | 年額 | 1 2 0 , 0 0 0 |
| 6 7 | その他の附属機関の構成員及 | 予算の範囲内で市長が | |

| | | |
|--------|------|--|
| び非常勤職員 | 定める額 | |
|--------|------|--|

」を

「

| | | | | | |
|----|------------|-----|----|---------|-----------------------------|
| 15 | 個人情報保護審査会 | 委員長 | 日額 | 18, 000 | 長崎県個人情報保護審査会の旅費規程を準用 |
| | | 委員 | 日額 | 15, 000 | |
| 16 | 地域審議会委員 | | 日額 | 5, 700 | 壱岐市職員等の旅費に関する条例に規定する一般職員の旅費 |
| 17 | 行政改革推進委員 | | 日額 | 5, 700 | |
| 18 | 壱岐市入札監視委員会 | 委員長 | 日額 | 10, 000 | |
| | | 委員 | 日額 | 5, 700 | |
| 19 | 特別職報酬等審議会 | 会長 | 日額 | 6, 100 | |
| | | 委員 | 日額 | 5, 700 | |
| 20 | 交通安全対策会議委員 | | 日額 | 5, 700 | |
| 21 | 消防組織審議会 | 会長 | 日額 | 6, 100 | |
| | | 委員 | 日額 | 5, 700 | |
| 22 | 防災会議委員 | | 日額 | 5, 700 | |
| 23 | 国民保護協議会委員 | | 日額 | 5, 700 | |
| 24 | 公民館運営審議会 | 会長 | 日額 | 6, 100 | |
| | | 委員 | 日額 | 5, 700 | |
| 25 | 固定資産評価員 | | 日額 | 10, 000 | |
| 26 | 固定資産評価補助員 | | 日額 | 10, 000 | |
| 27 | 壱岐島開発総合セン | 会長 | 日額 | 6, 100 | |

| | | | | |
|----|---------------------|-----------|----|-------------------|
| | タ一運営協議会 | 委員 | 日額 | 5, 700 |
| 28 | 介護保険事業計画作成委員会 委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 29 | 障害支援区分認定審査会委員 | 医師 委員 | 日額 | 16, 000 9, 900 |
| 30 | 民生委員推薦会委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 31 | 三島航路事業運営委員会 | | 日額 | 5, 700 |
| 32 | 介護保険認定審査会 委員 | 医師 委員 | 日額 | 16, 000 9, 900 |
| 33 | 国民健康保険運営協議会 | 会長 委員 | 日額 | 6, 100 5, 700 |
| 34 | 農業振興地域整備促進協議会 委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 35 | 港湾・漁港整備促進委員会 | | 日額 | 5, 700 |
| 36 | 住宅入居者委員会委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 37 | 都市計画審議会委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 38 | 社会教育委員 | | 日額 | 5, 700 |
| 39 | 文化財保護審議会 | 会長 委員 | 日額 | 6, 100 5, 700 |
| 40 | 壱岐市歴史文化基本構想策定委員会 | 委員長 委員 | 日額 | 6, 100 5, 700 |
| 41 | 壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会 | 委員長 委員 | 日額 | 6, 100 5, 700 |

| | | | |
|-----|--|----|----------|
| 4 2 | スポーツ推進委員 | 日額 | 5, 700 |
| 4 3 | 奨学生選考委員 | 日額 | 5, 700 |
| 4 4 | いきっこ留学制度運営委員 | 日額 | 5, 700 |
| 4 5 | 学校給食運営委員 | 日額 | 5, 700 |
| 4 6 | 盈科小学校学校医、石田小学 校学校医、郷ノ浦中学校学校 医、芦辺中学校学校医 | 年額 | 192, 000 |
| 4 7 | 前項以外の市内小中学校学校 医 | 年額 | 128, 000 |
| 4 8 | 盈科小学校学校歯科医、石田 小学校学校歯科医、郷ノ浦中 学校学校歯科医、芦辺中学校 学校歯科医 | 年額 | 183, 000 |
| 4 9 | 前項以外の市内小中学校学校 歯科医 | 年額 | 122, 000 |
| 5 0 | 学校薬剤師 | 年額 | 30, 000 |
| 5 1 | 幼稚園園長 | 年額 | 77, 000 |
| 5 2 | 郷ノ浦幼稚園嘱託医 | 年額 | 128, 000 |
| 5 3 | 前項以外の市内幼稚園嘱託医 | 年額 | 42, 600 |
| 5 4 | 郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医 | 年額 | 122, 000 |
| 5 5 | 前項以外の市内幼稚園嘱託歯 科医 | 年額 | 37, 300 |
| 5 6 | 幼稚園薬剤師 | 年額 | 18, 700 |
| 5 7 | 武生水保育所嘱託医 | 年額 | 128, 000 |

| | | | |
|-----|---|----------------|---------------|
| 5 8 | 前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医 | 年額 | 4 2 , 6 0 0 |
| 5 9 | 武生水保育所嘱託歯科医 | 年額 | 1 2 2 , 0 0 0 |
| 6 0 | 前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医 | 年額 | 3 7 , 3 0 0 |
| 6 1 | 石田こども園嘱託医 | 年額 | 1 2 8 , 0 0 0 |
| 6 2 | 石田こども園嘱託歯科医 | 年額 | 1 2 2 , 0 0 0 |
| 6 3 | 石田こども園薬剤師 | 年額 | 1 8 , 7 0 0 |
| 6 4 | 生活保護嘱託医 | 月額 | 5 2 , 0 0 0 |
| 6 5 | 生活保護嘱託精神科医 | 月額 | 3 3 , 0 0 0 |
| 6 6 | 認知症地域支援嘱託医 | 月額 | 2 0 , 0 0 0 |
| 6 7 | 産業医 | 年額 | 1 2 0 , 0 0 0 |
| 6 8 | その他の附属機関の構成員及び非常勤職員 | 予算の範囲内で市長が定める額 | |

」に

改める。

(壱岐市債権管理条例の一部改正)

第9条 壱岐市債権管理条例（平成31年壱岐市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「壱岐市個人情報保護条例（平成16年壱岐市条例第24

6号) 第2条第1号」を「壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年壱岐市条例第 号）第2条第1項」に改める。

(罰則についての経過措置)

第10条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第5号

壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、定年を延長した職員の給料月額について降給事由を位置付ける規定を整備するものである。

壱岐市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例

壱岐市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成16年壱岐市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

5 壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）附則第12項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

6 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

養護老人ホームにおいて、介護及び医療に従事する会計年度任用職員の雇用の継続と安定を図るため、特殊勤務手当の改正を行うものである。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年壱岐市条例第42号）
の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 夜勤割増手当

(5) 介護職員処遇改善手当

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条
の次に次の2条を加える。

(夜勤割増手当)

第6条 夜勤割増手当は、養護老人ホームに勤務する会計年度任用職員が正規
の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5
時までの間をいう。）において行われた介護等の業務に従事したときに支給
する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、2,000円とする。

(介護職員処遇改善手当)

第7条 介護職員処遇改善手当は、養護老人ホームに勤務する看護師、介護士
及び医療技術職員の業務に従事する会計年度任用職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と
する。

(1) 看護師、介護福祉士及び医療技術職員の業務に従事するフルタイム会計
年度任用職員 月額 10,000円

(2) 介護職員初任者研修又は実務者研修を受講し、介護業務に従事するフル
タイム会計年度任用職員 月額 8,000円

- (3) 看護師、介護福祉士及び医療技術職員の業務に従事するパートタイム会計年度任用職員 月額 5, 000円
- (4) 介護職員初任者研修又は実務者研修を受講し、介護業務に従事するパートタイム会計年度任用職員 月額 3, 000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うものである。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正)

第1条 壱岐市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例

(平成27年壱岐市条例第10号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

壱岐市子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

(壱岐市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 壱岐市附属機関設置条例(平成18年壱岐市条例第9号)の一部を次

のように改正する。

別表ア 市長の附属機関の部壱岐市子ども・子育て会議の項中「第77条

第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第8号

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め

る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第9号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等

のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第10号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年壱岐市条例第22号) の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利

用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」と

あるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 11 号

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

こどもの福祉医療対象年齢を、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までに拡大するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例（平成16年壱岐市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

(施行日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第12号

壱岐市出産祝金支給条例の一部改正について

壱岐市出産祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

出産祝金を増額し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、少子化の抑制及び次世代を担う若者の定住・移住の推進を図るため、所要の改正を行うものである。

壱岐市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

壱岐市出産祝金支給条例（平成16年壱岐市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第4条中「3万円」を「10万円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出生児に係る祝金の支給から適用し、同日前の出生児に係る祝金の支給については、なお従前の例による。

議案第13号

壱岐市国民健康保険条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険条例（平成16年壱岐市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る壱岐市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

議案第14号

壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止について

壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

令和5年度から受益者負担金を廃止するため、この条例を定めるものである。

壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例を廃止する条例

壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年壱岐市条例第202号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、廃止前の壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第15号

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部改正について

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

(提案理由)

壱岐市公共下水道事業受益者負担に関する条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例（平成23年壱岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び本市が施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき受益者から徴収する区域外流入に係る分担金」を削る。

第5条から第10条までを削る。

第11条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第12条を削り、第13条を第6条とし、第14条を第7条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、改正前の壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第16号

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の
策定について

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）を別冊
のとおり定めることについて、地方自治法第96条第2項及び壱岐
市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

第2期 壱岐市子ども・子育て 支援事業計画

【中間見直し】



令和5年3月
壱岐市



はじめに

市民皆様には、日頃から児童福祉行政はもとより、壱岐市政全般におきまして、多大なるご理解・ご協力をいただいておりますことに衷心よりお礼申し上げます。

さて、平成27年に策定しました「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が本年3月をもって5年間の計画期間の満了を迎えることから、今回、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐとともに、「第3次壱岐市総合計画」においても掲げられている「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう」という本市の目指す姿を基に、「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」を将来像としており、SDGsの17のゴールのうち「質の高い教育をみんなに」のほか7つのゴールを目指すこととしております。

併せて、「子どもの貧困に関する取組」を盛り込み、これから壱岐の未来を作っていく子どもたちの健やかな育ちと、仕事と子育ての両立を社会全体で支えるための環境づくりを目指し、様々な取組やサービスの充実を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言を賜りました壱岐市子ども・子育て会議の委員皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました関係者皆様に心から厚くお礼を申し上げ、策定にあたっての挨拶といたします。

令和2年3月

壱岐市長 白川 博一



目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨等 | 1 |
| 2 計画の法的根拠と位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 壱岐市の子ども・子育てに関する現状と課題 | 5 |
| 1 統計資料から見る現状 | 5 |
| 2 ニーズ調査結果の概要 | 10 |
| 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 | 27 |
| 1 将来像 | 27 |
| 2 基本理念 | 27 |
| 第4章 子ども・子育ての環境整備 | 28 |
| 1 子ども・子育て支援サービスの概要 | 28 |
| 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 | 29 |
| 3 量の見込みを定める事業とその事業内容 | 30 |
| 4 児童人口の推計 | 31 |
| 5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 | 32 |
| 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 | 35 |
| 7 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 | 41 |
| 8 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実 | 42 |
| 9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み | 44 |
| 10 その他の関連施策 | 46 |

第5章 施策の展開 47

| | |
|------------------------------|----|
| 1 子どもの体を育む環境づくり | 47 |
| 2 地域における子育ての支援..... | 51 |
| 3 社会全体で子育てを支える環境づくり | 58 |
| 4 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり | 64 |
| 5 声かけ、支え合う地域づくり | 65 |
| 6 安全・安心なやさしいまちづくり | 69 |

第6章 子どもの貧困に関する取組み 72

| | |
|---------------------|----|
| 1 子どもの貧困に関する現状..... | 72 |
| 2 取組みの方向性..... | 75 |
| 3 取組みの内容 | 77 |

第7章 計画の推進に向けて 83

| | |
|------------------------|----|
| 1 家庭・地域・事業者・行政の役割..... | 83 |
| 2 計画の推進体制..... | 84 |
| 3 計画の達成状況の点検・評価 | 84 |

資料編 85

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 壱岐市子ども・子育て会議設置要綱 | 85 |
| 2 令和元年度壱岐市子ども・子育て会議委員名簿 | 87 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

このような状況の中、壱岐市では、平成26年度に「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児期から小学生とその保護者を対象とした住民のニーズに応える教育・保育事業の体制づくり及び子ども・子育て環境の整備を積極的に進めています。

この度、「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間が満了となることから、新たな計画の策定に向けて、平成30年度にニーズ調査を実施し、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行うとともに、「壱岐市子ども子育て会議」において計画の内容について審議し、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

| | |
|---|---|
| 子ども・子育て支援法 | 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。 |
| 認定こども園法の一部改正法 | 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。 |
| 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。 |

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定したものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を一部引き継いだものです。

加えて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定に基づいて、本市の状況に応じた子どもの貧困対策の取組に関する計画とします。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「子育て条例行動計画」や、市の上位計画である「壱岐市総合計画」、及び市の各種関連計画との整合性を図っています。

(2) 壱岐市の計画体系における位置づけ

本計画は「壱岐市総合計画」を最上位計画とし、「壱岐市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「壱岐市障がい者計画」、「壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「壱岐市健康推進計画」、「壱岐市男女共同参画基本計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。

(3) 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴール※1のうち、右頁に示すゴールに繋がるもののです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。

【※1 SDGsの17のゴール】

| | | | | | | | |
|--|-----------------------|--|------------------|--|-----------------------|--|------------------|
| | 1. 貧困をなくそう | | 2. 飢餓をゼロに | | 3. すべての人に健康と福祉を | | 4. 質の高い教育をみんなに |
| | 5. ジェンダー平等を実現しよう | | 6. 安全な水とトイレを世界中に | | 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | | 8. 働きがいも経済成長も |
| | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | | 10. 人や国の不平等をなくそう | | 11. 住み続けられるまちづくりを | | 12. つくる責任つかう責任 |
| | 13. 気候変動に具体的な対策を | | 14. 海の豊かさを守ろう | | 15. 陸の豊かさも守ろう | | 16. 平和と公正をすべての人に |
| | 17. パートナーシップで目標を達成しよう | | | | | | |

【本計画の内容が繋がるS D G s のゴール】



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和4年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の策定体制

(1) 壱岐市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「壱岐市子ども・子育て会議」を開催し、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について、調査・審議しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 壱岐市の子ども・子育てに関する現状と課題

1 統計資料から見る現状

(1) 人口の推移

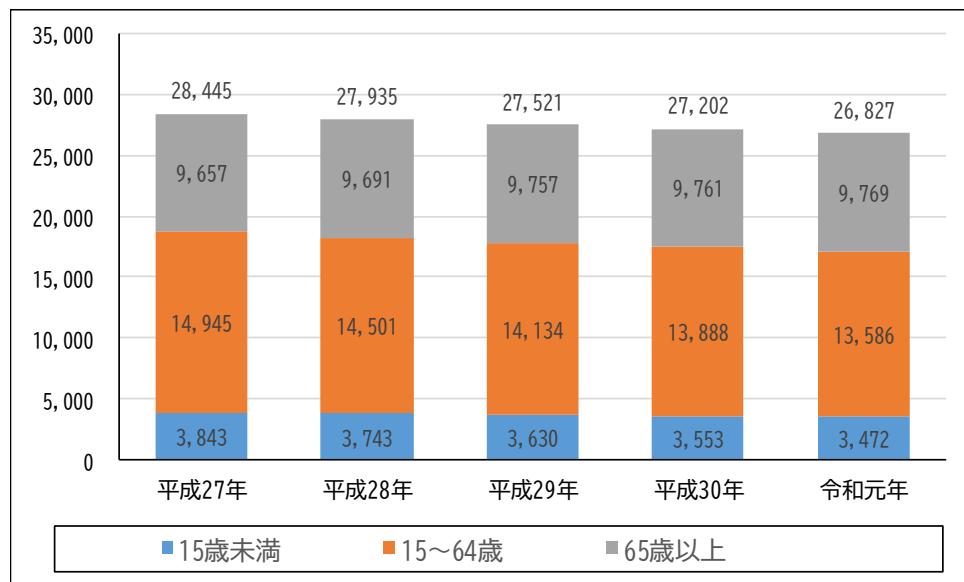
全国的な人口減少・少子高齢化の潮流の中、本市においても同様の傾向が見られます。平成27年の総人口が28,445人であったのに対して、平成31年(令和元年)では26,827人に減少しています。

年齢3区分別で見ると、65歳以上の緩やかな増加傾向にあり、15歳未満の人口については、減少傾向で推移しています。

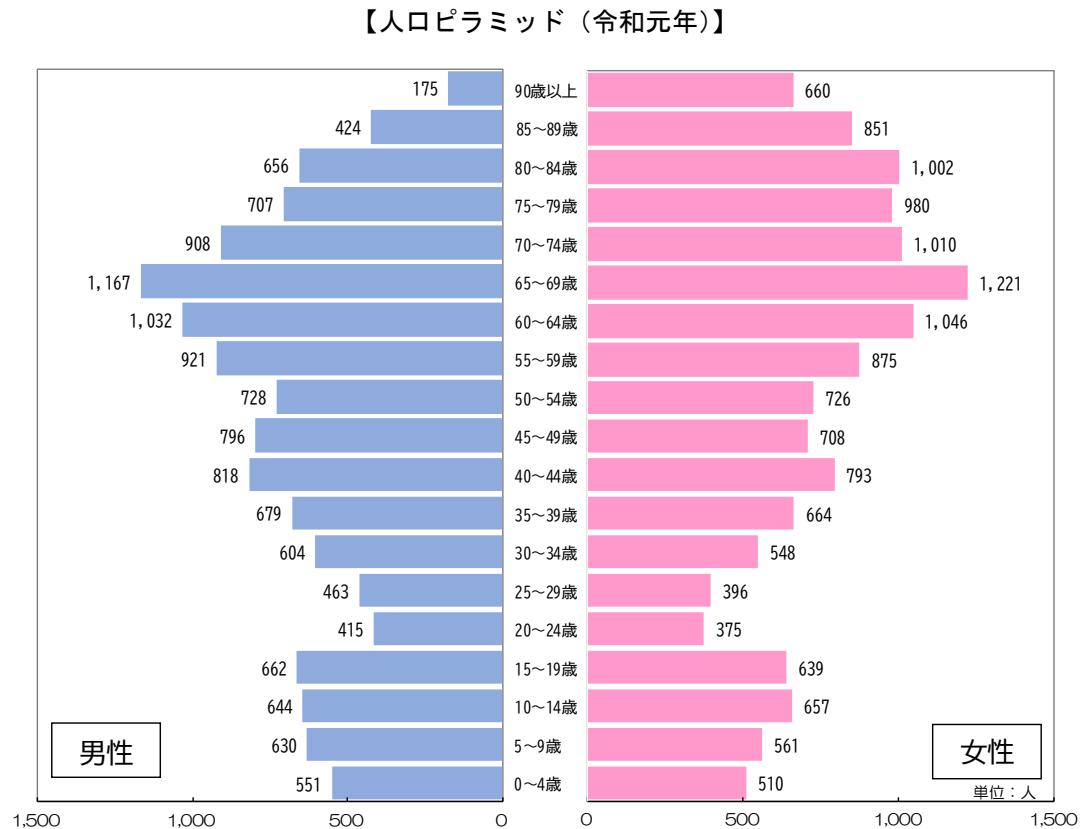
令和元年の年齢5歳階級・男女別人口(人口ピラミッド)を見ると、男女ともに65~69歳の層が最も多くなっています。

男女ともに20代の人口が少なくなっていますが、20代を中心とした若い世代が市外へ流出している様子がうかがえます。

【総人口・年齢3区分別人口】



※住民基本台帳（各年1月1日現在）



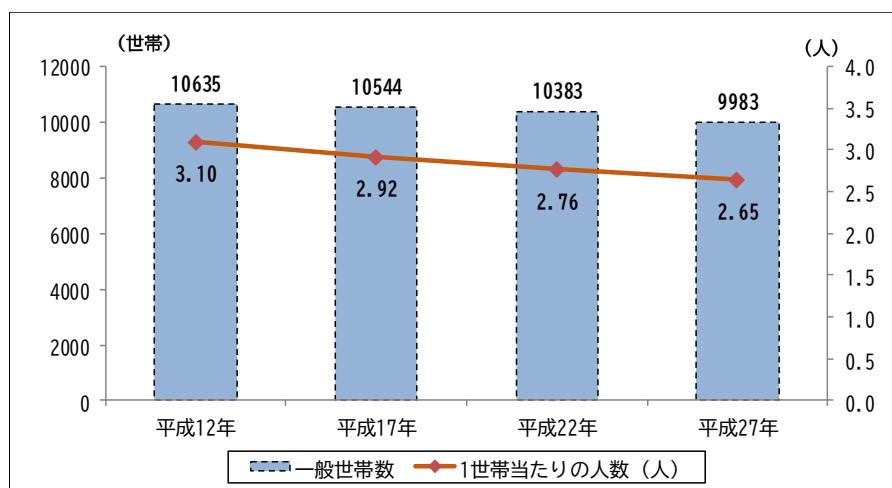
※住民基本台帳

(2) 世帯の動向

核家族化の進行により、世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

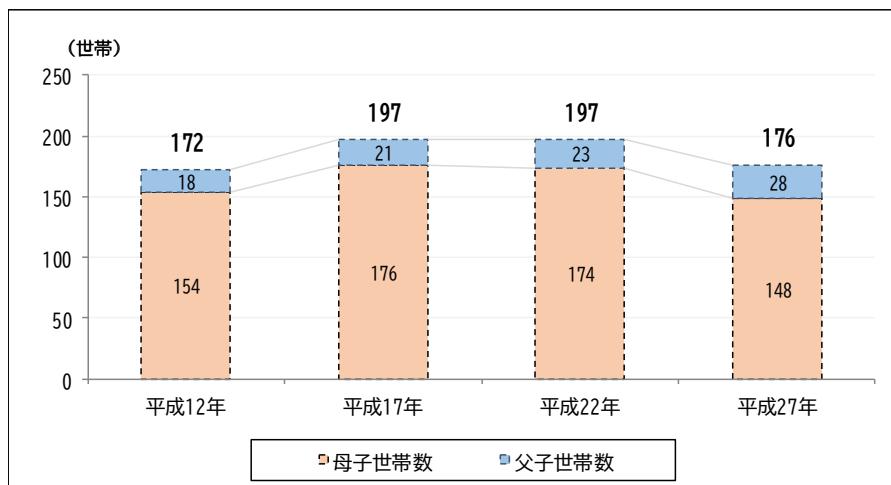
一方、ひとり親世帯数は近年では減少しており、母子・父子世帯は平成27年で176世帯となっています。

【一般世帯数・1世帯当たりの人数】



※国勢調査

【母子世帯数・父子世帯数】



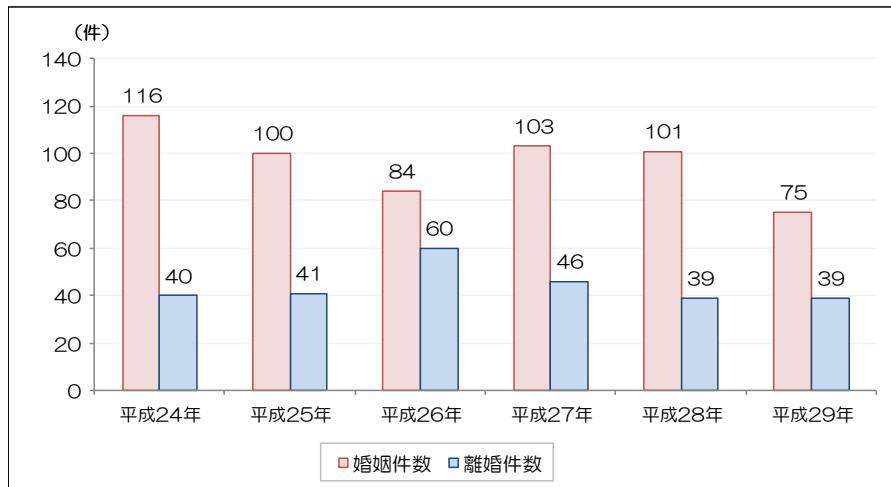
※国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

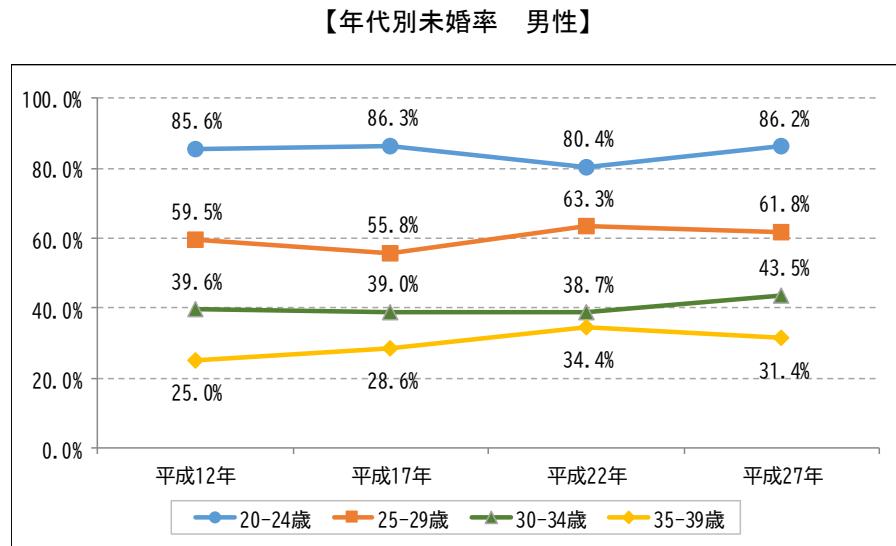
婚姻数・離婚数ともに、ほぼ横ばいの傾向にあります。平成29年の婚姻件数は75件、離婚件数は39件となっています。

また、年代別の未婚率では、平成12年と平成27年を比較すると、男女ともに全ての年代層において未婚率が上昇傾向にあり、晩婚化の流れとなっていることが分かります。

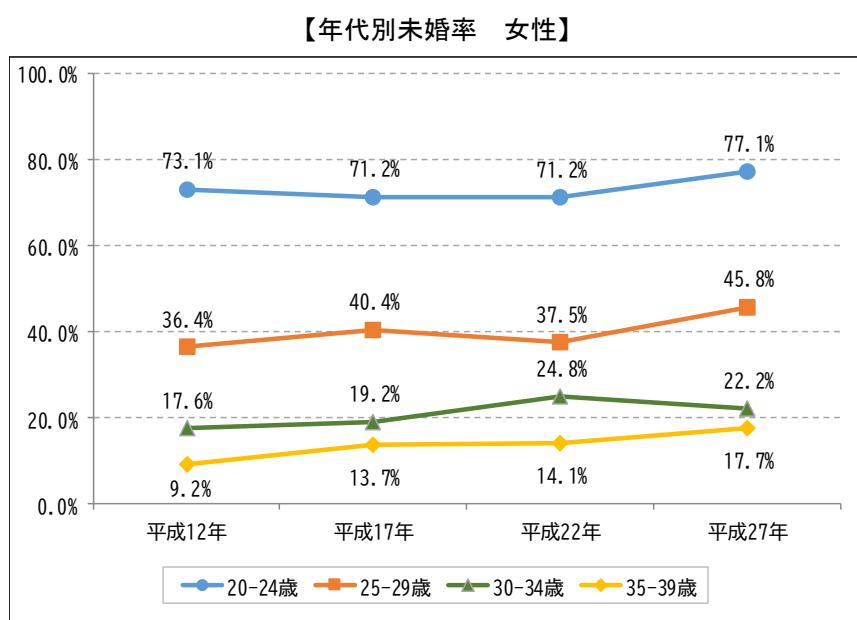
【婚姻件数・離婚件数】



※長崎県衛生統計年報（人口動態編）



※国勢調査



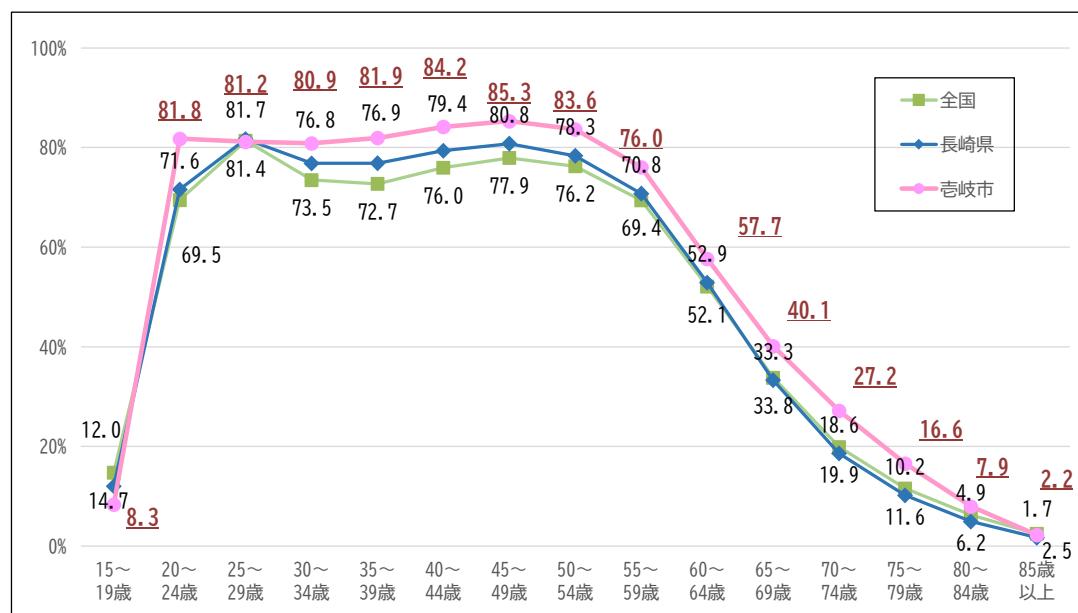
※国勢調査

(4) 女性の就労の状況

壱岐市の子育て世代の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）を長崎県と比較すると、子育て世代（20代～30代）の労働力率は国、県を上回っている状況です

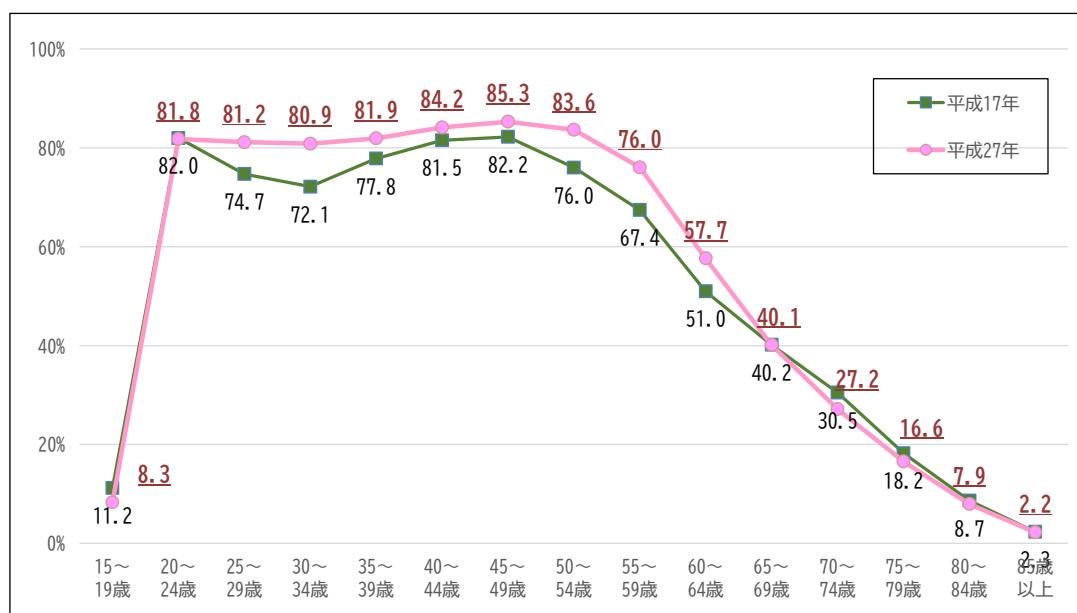
平成17年と平成27年を比較では、子育て世代（20代～30代）の労働力率は上昇しており、子育て中も就労している母親が増加していることが分かります。今後も女性の就労を支援できるように、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開が必要となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（全国、長崎県比較）】



※国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率（平成17年、平成27年比較）】



※国勢調査

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）に基づき平成27年3月に策定した「壱岐市 子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、平成31年度に終了することに伴い、新たに「第2期 壱岐市 子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等のニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境等を調査・分析し、計画策定における基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査の実施要領

| | | | | |
|-------|--------------------|-------|-----|---------|
| 調査時期 | 平成31年2月 | | | |
| 調査対象者 | 壱岐市在住の未就学児・就学児の保護者 | | | |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | | | |
| 配布数 | 未就学児 | 950 件 | 就学児 | 1,050 件 |
| 有効回収数 | | 462 件 | | 822 件 |
| 有効回答率 | | 48.6% | | 78.3% |

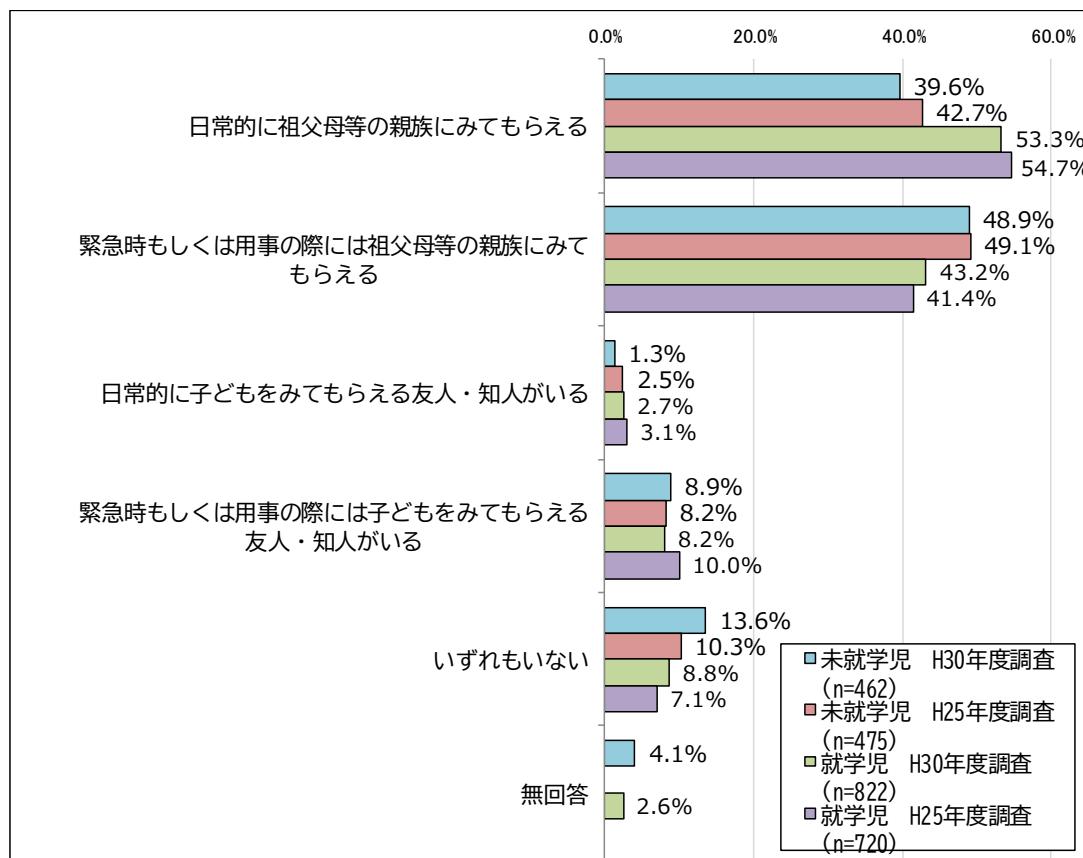
■集計にあたっての注意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略している場合があります。
- グラフ中の「n=○○」は、その設問の回答者の数（母数）であり、回答率の分母となっています。

(3) 調査結果から見る現状

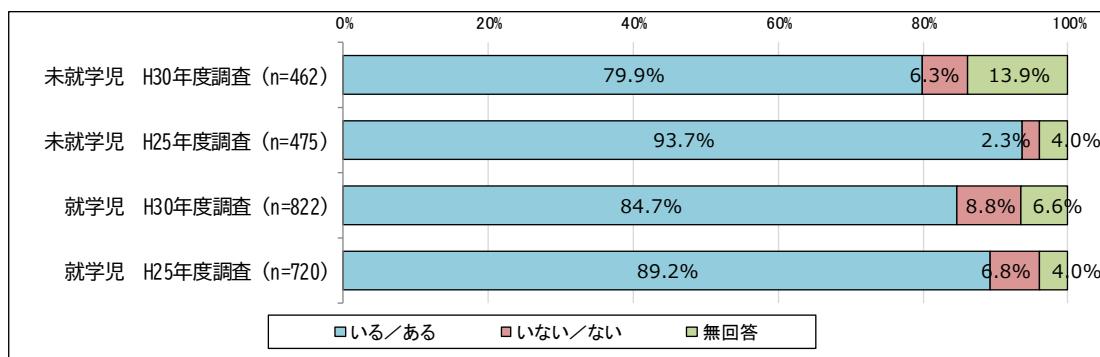
■日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人について。

- 未就学児においては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(48.9%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(39.6%)、「いずれもいない」(13.6%)となっています。
- 就学児においては、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(53.3%)が最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(43.2%)、「いずれもいない」(8.8%)となっています。



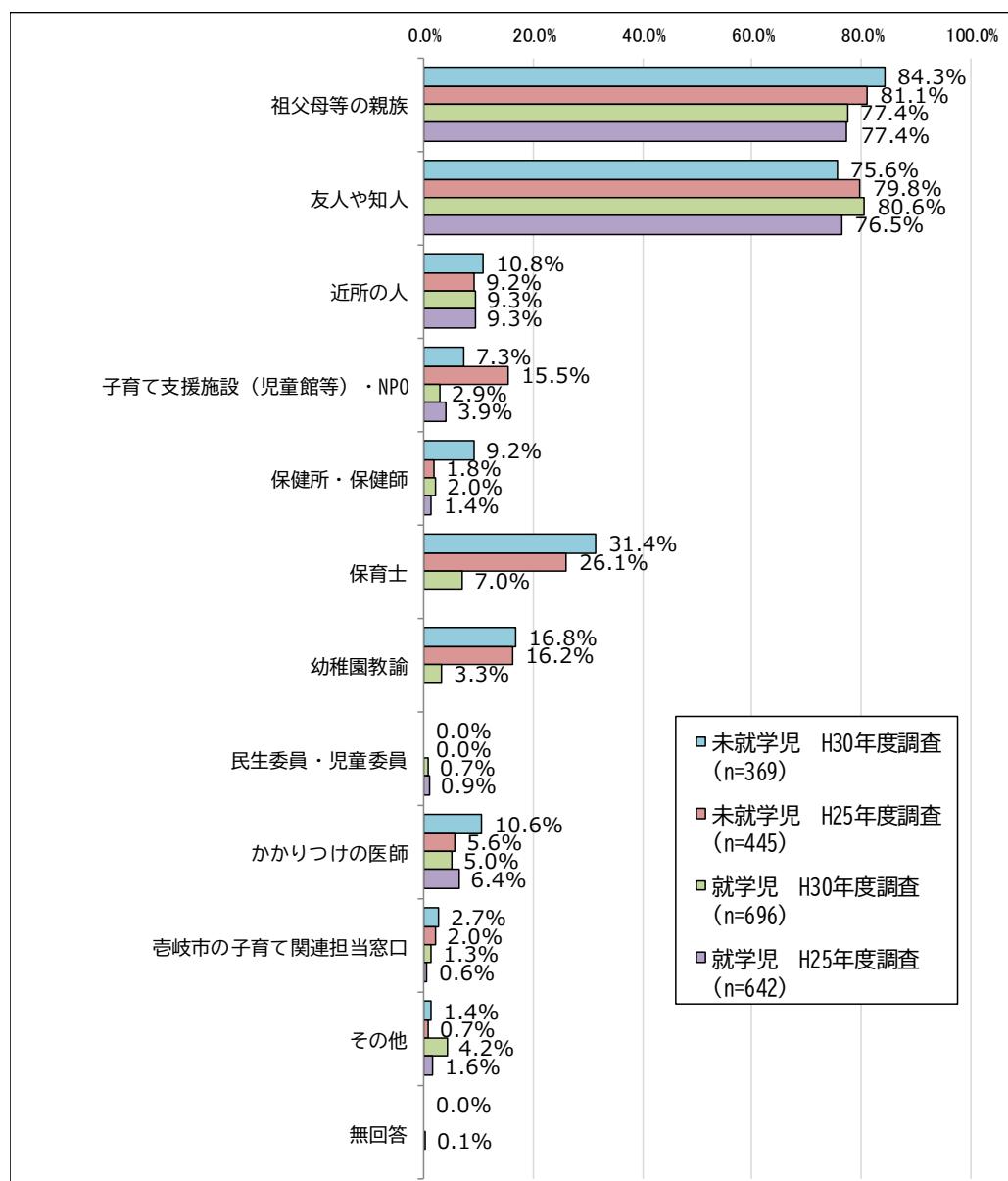
■子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所について

- 未就学児においては、「いる/ある」(79.9%)が最も高く、次いで「いない/ない」(6.3%)となっています。
- 就学児においては、「いる/ある」(84.7%)が最も高く、次いで「いない/ない」(8.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「いる/ある」が未就学児で13.8ポイント、就学児で4.5ポイント低くなっています。



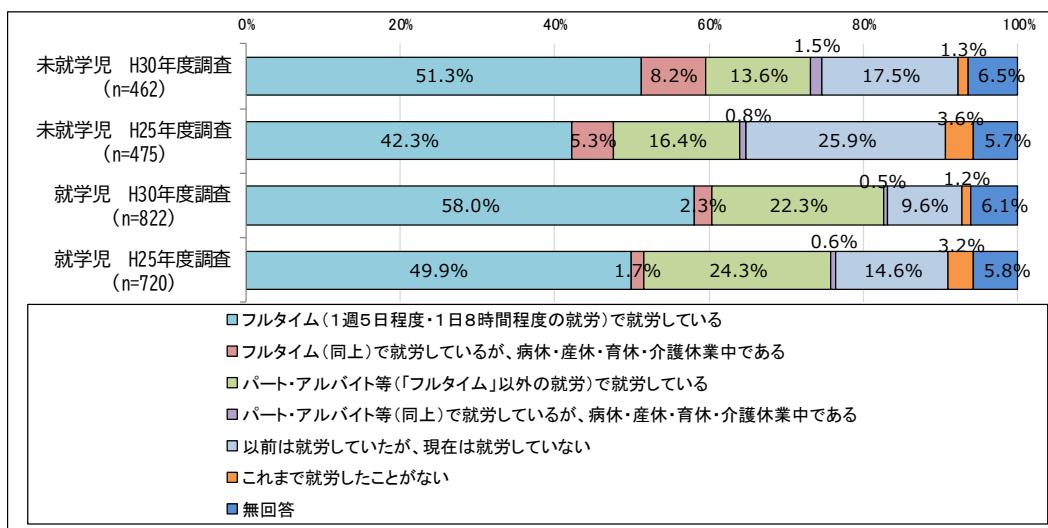
■相談できる先について

- 未就学児においては、「祖父母等の親族」(84.3%)が最も高く、次いで「友人や知人」(75.6%)、「保育士」(31.4%)となっています。
- 就学児においては、「友人や知人」(80.6%)が最も高く、次いで「祖父母等の親族」(77.4%)、「近所の人」(9.3%)となっています。



■母親の現在の就労状況について

●未就学児、就学児ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」（未就学児：51.3%、就学児：58.0%）が最も高く、次いで未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」（17.5%）、就学児では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」（22.3%）となっています。

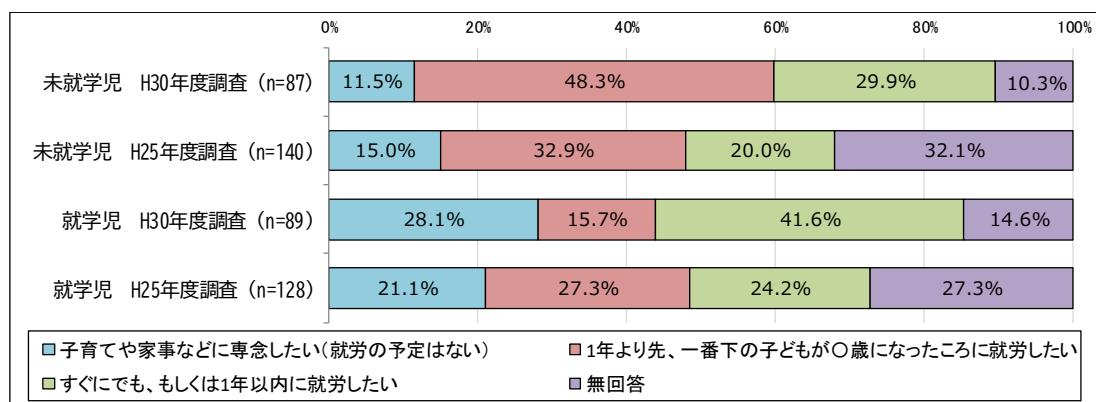


■ (就労していない母親のみ) 就労に対する希望について

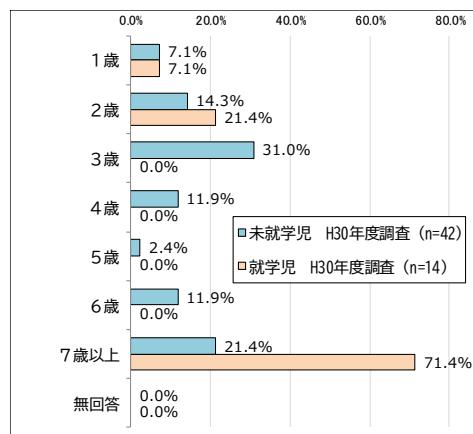
●未就学児においては、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」(48.3%)が最も高く、次に「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が(29.9%)となっています。

「〇歳」の内訳では「3歳になった頃」(31.0%)が一番多く、次に「7歳になった頃」が(21.4%)となっています。

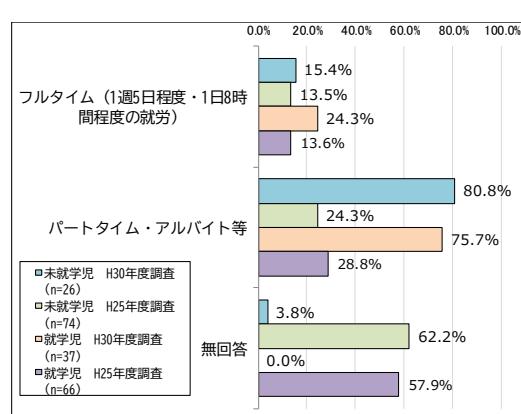
●就学児においては、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」(41.6%)、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)(28.1%)となっています。



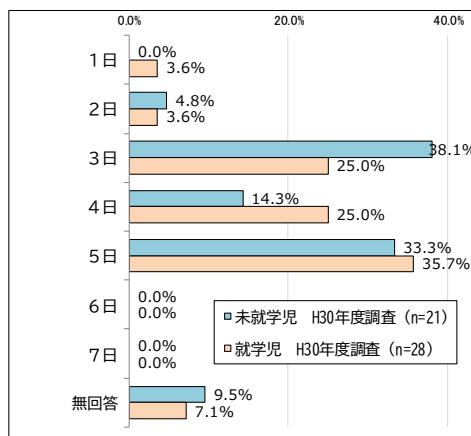
【〇歳になった頃に就労したい】



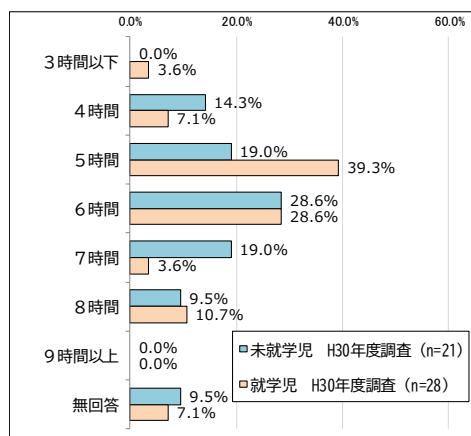
【希望する就労形態】



【希望する週当たり勤務日数】

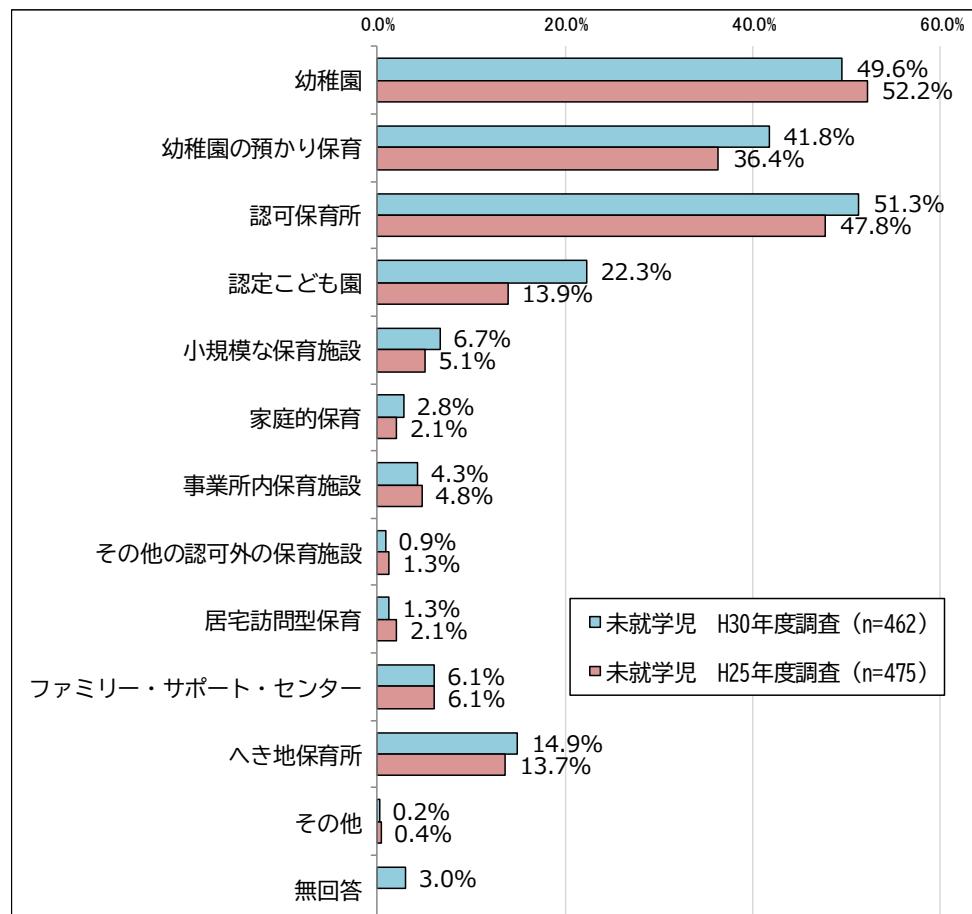


【希望する1日あたり勤務時間】



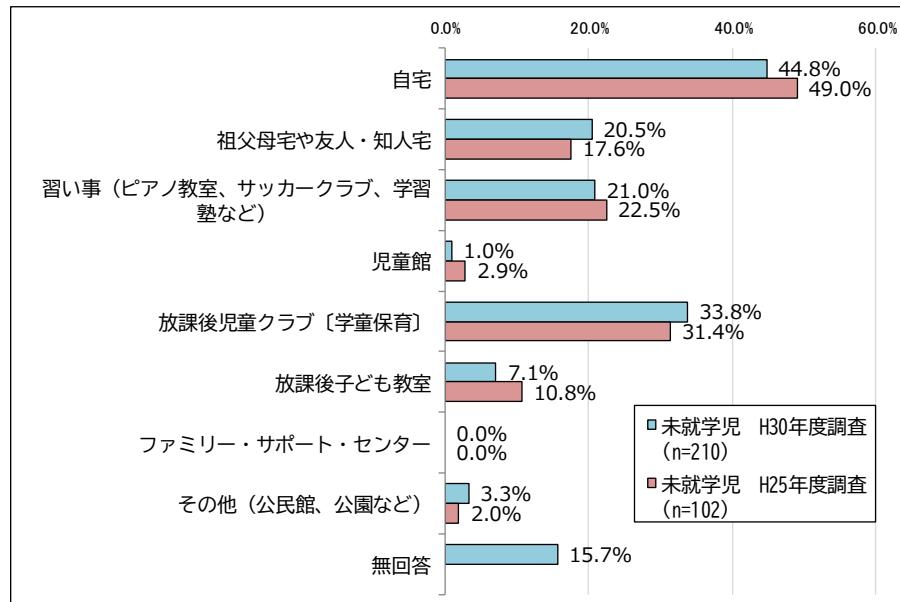
■今後、平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業について

- 「認可保育所」(51.3%) が最も高く、次いで「幼稚園」(49.6%)、「幼稚園の預かり保育」(41.8%) となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果においては、「幼稚園」は 2.6 ポイント低くなっています、「認定こども園」は 8.4 ポイント高くなっています。



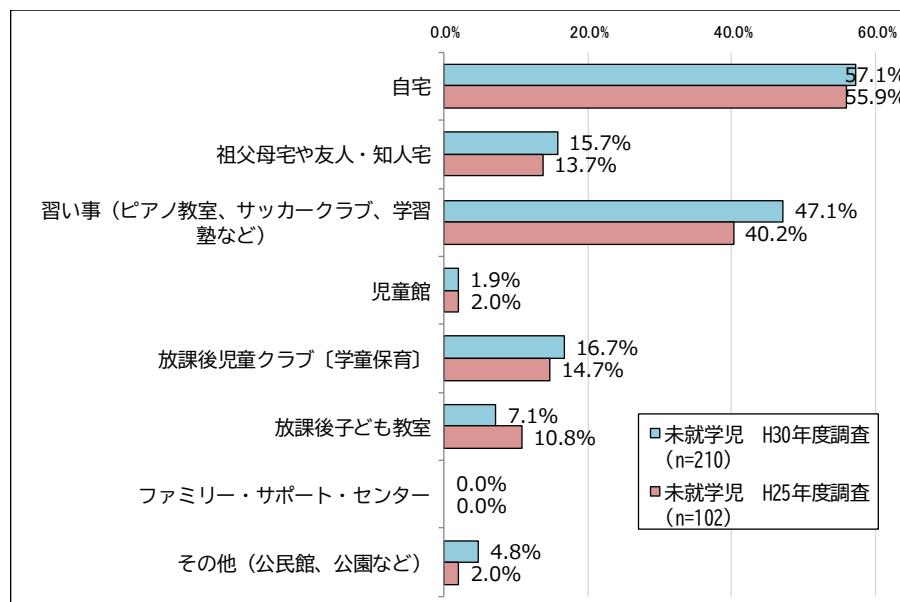
■小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について

- 「自宅」(44.8%) が最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(33.8%)、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(21.0%) となっています。



■小学校高学年（4～6年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について

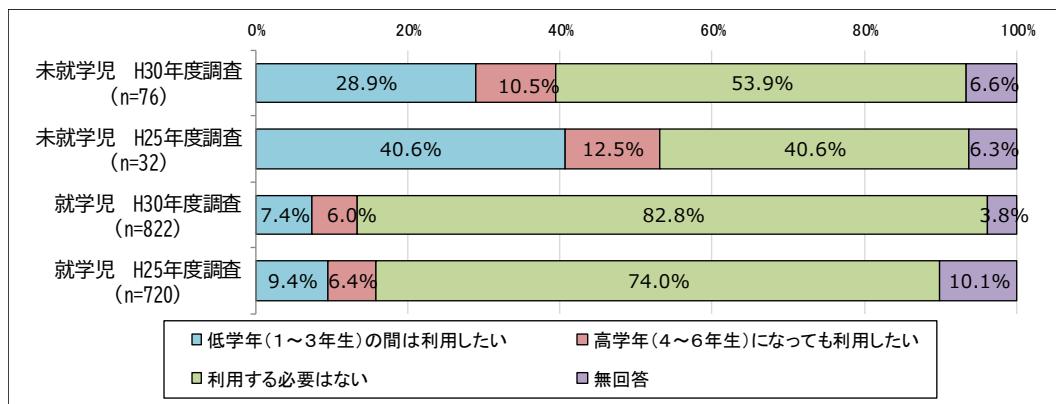
- 「自宅」(57.1%) が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(47.1%)、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(16.7%) となっています。



■土曜日と日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望について

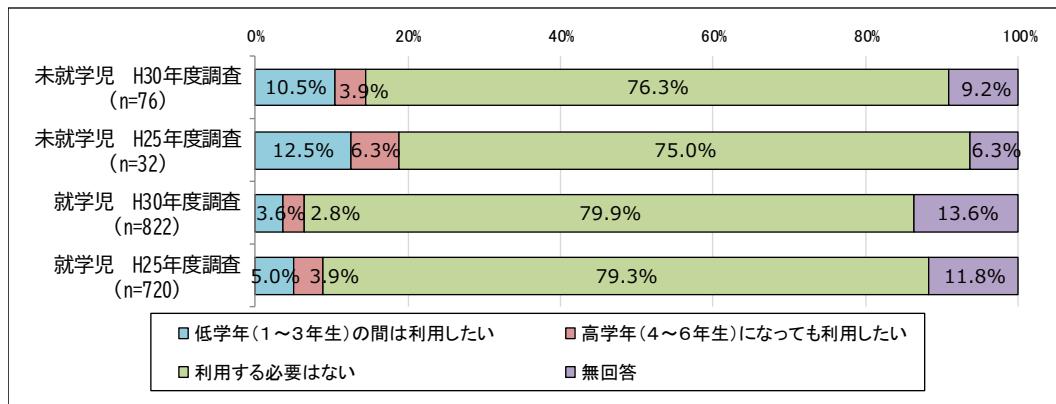
(1) 土曜日

- 未就学児、就学児ともに「利用する必要はない」(未就学児：53.9%、就学児：82.8%)が最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(未就学児：28.9%、就学児：7.4%)となっています。



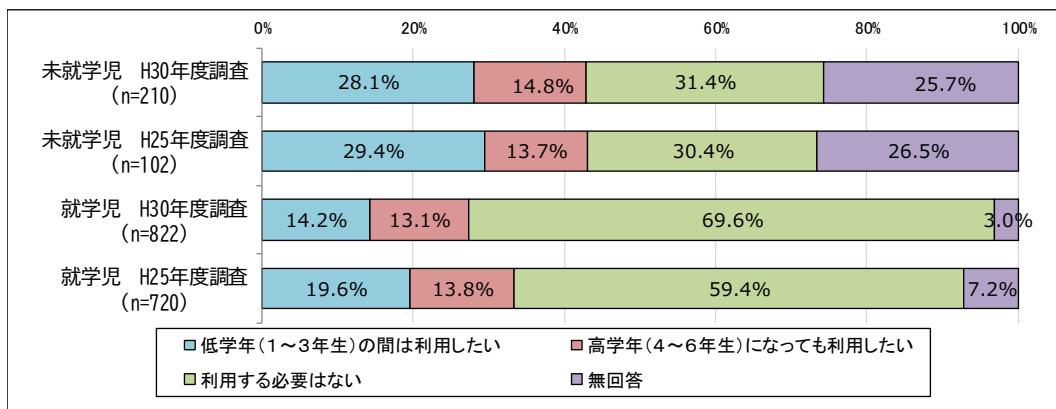
(2) 日曜・祝日

- 未就学児、就学児ともに「利用する必要はない」(未就学児：76.3%、就学児：79.9%)が最も高く、次いで「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(未就学児：10.5%、就学児：3.6%)となっています。



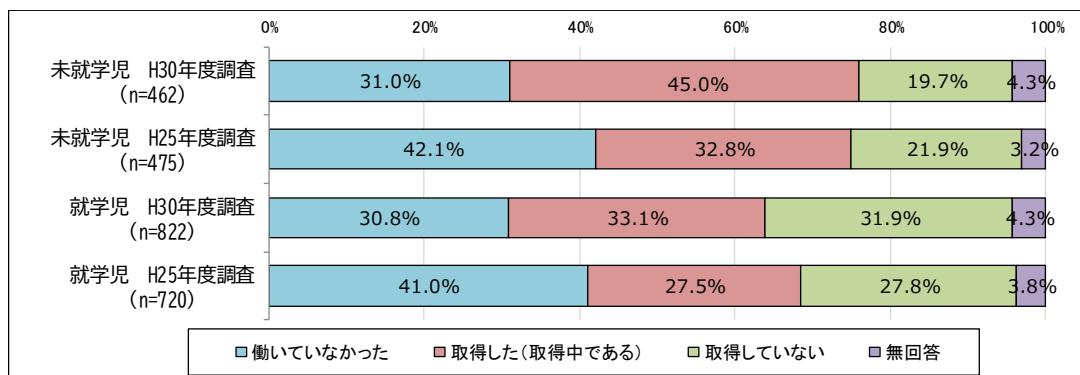
■夏休み・冬休みなど、長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望について

●未就学児、就学児ともに「利用する必要はない」（未就学児：31.4%、就学児：69.6%）が最も高く、次いで「低学年（1～3年生）の間は利用したい」（未就学児：28.1%、就学児：14.2%）となっています。

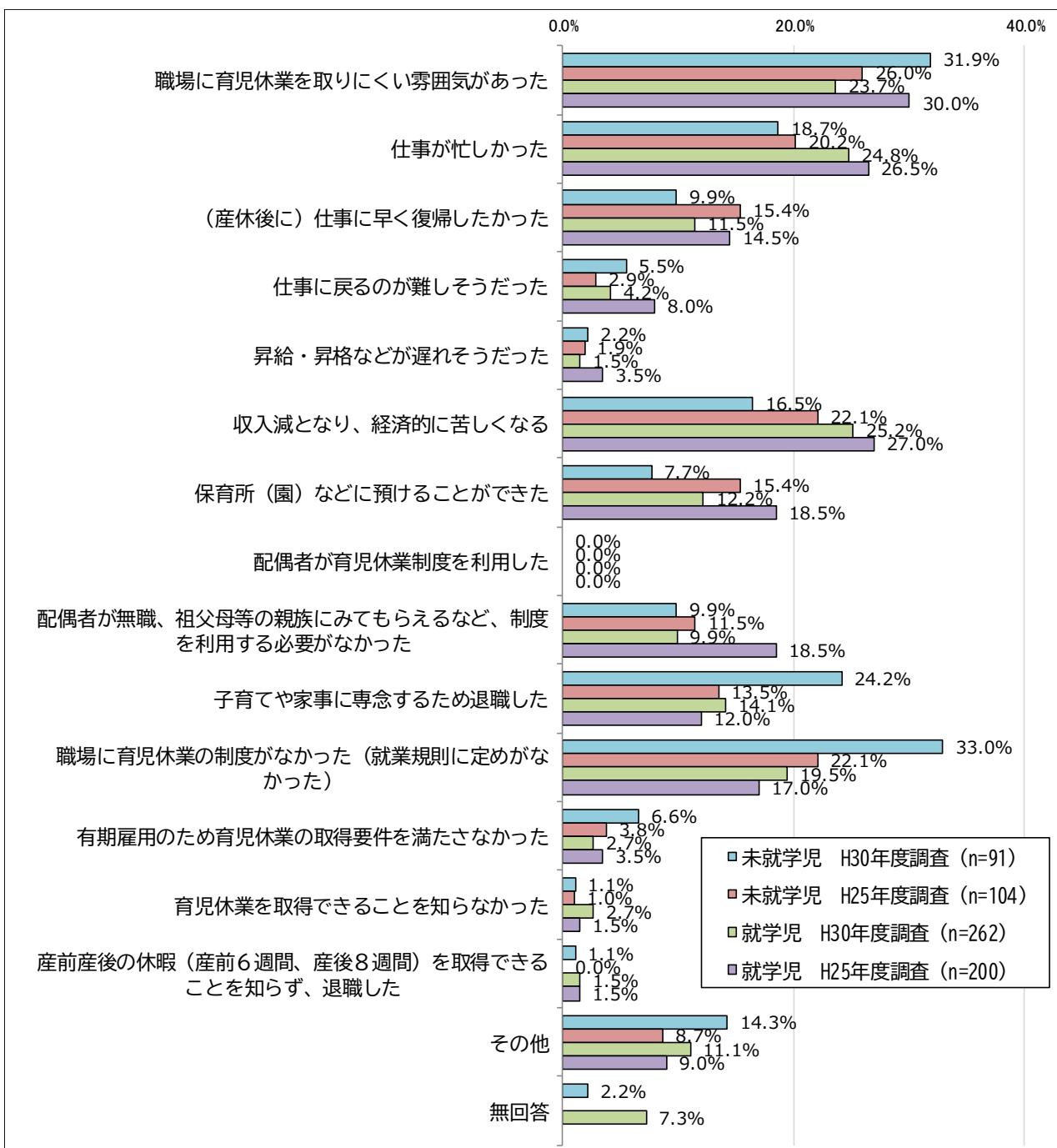


■ (母親について) お子さんが生まれた時の育児休業を取得状況と、取得しなかった理由について

- 未就学児においては、「取得した（取得中である）」(45.0%)が最も高く、次いで「働いていなかった」(31.0%)、「取得していない」(19.7%)となっています。
- 就学児においては、「取得した（取得中である）」(33.1%)が最も高く、次いで「取得していない」(31.9%)、「働いていなかった」(30.8%)となっています。
- 前回調査結果と比較すると、本調査の結果において未就学児では、「働いていなかった」は11.1ポイント低くなっています、「取得した（取得中である）」は12.2ポイント高くなっています。
- 未就学児の「取得していない」理由としては、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」(33.0%)が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(31.9%)、「子育てや家事に専念するため退職した」(24.2%)となっています。
- 就学児の「取得していない」理由としては、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(25.2%)が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(24.8%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(23.7%)となっています。



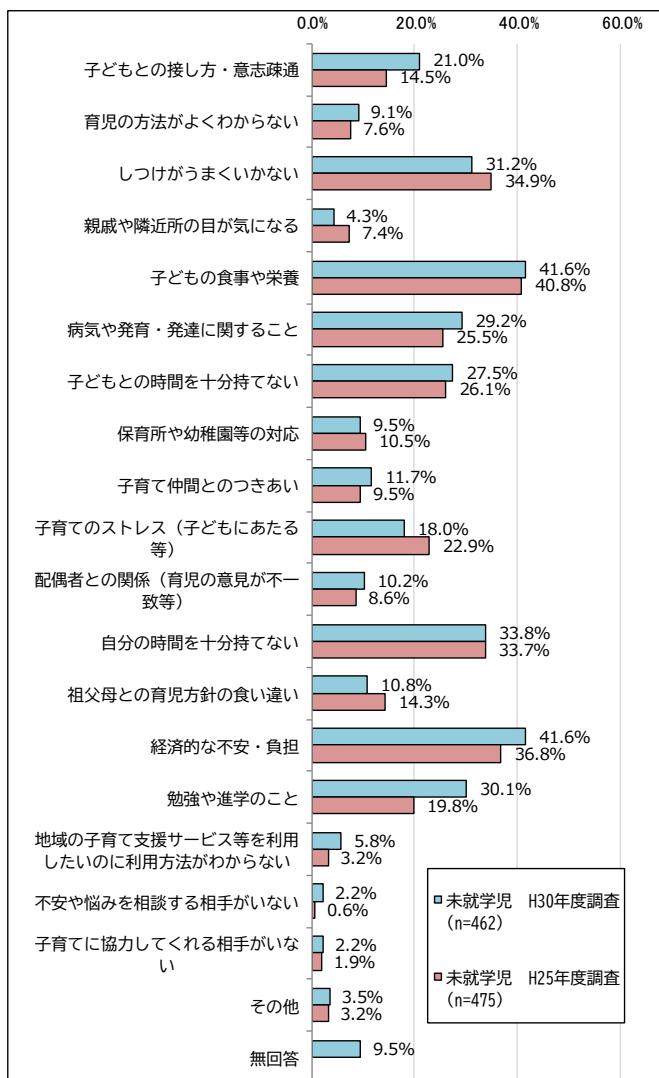
【取得しなかった（できなかつた）理由】



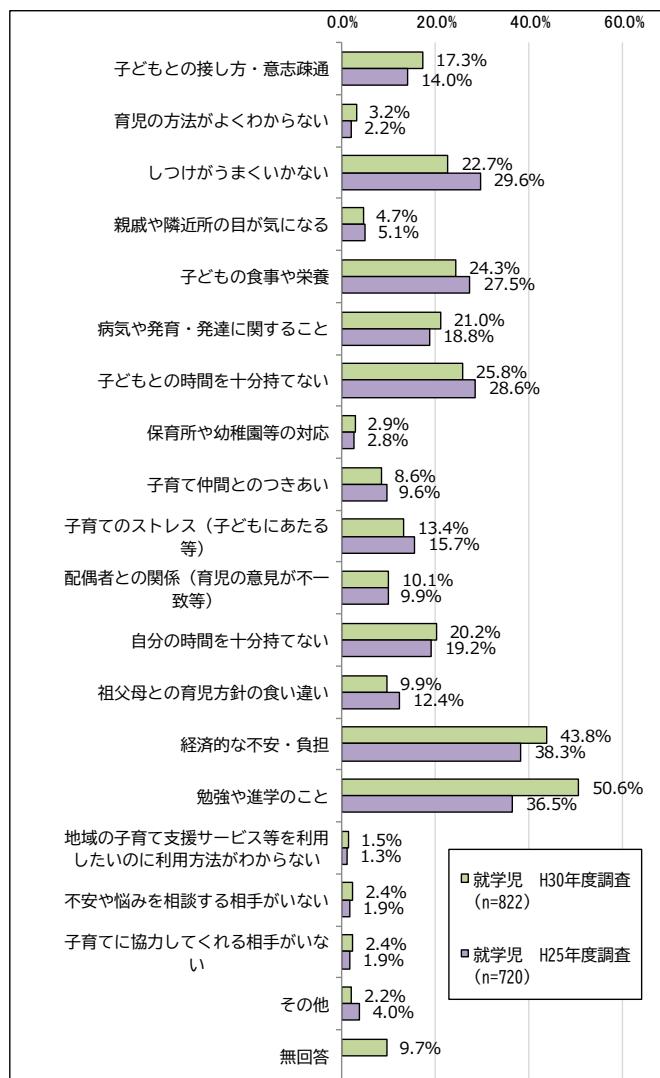
■子育てをする上での不安や悩みについて

- 未就学児においては、「子どもの食事や栄養」と「経済的な不安・負担」がともに(41.6%)で最も高く、次いで「自分の時間を十分持てない」(33.8%)、「しつけがうまくいかない」(31.2%)となっています。
- 就学児においては、「勉強や進学のこと」(50.6%)が最も高く、次いで「経済的な不安・負担」(43.8%)、「子どもとの時間を充分持てない」(25.8%)となっています。

【未就学児】

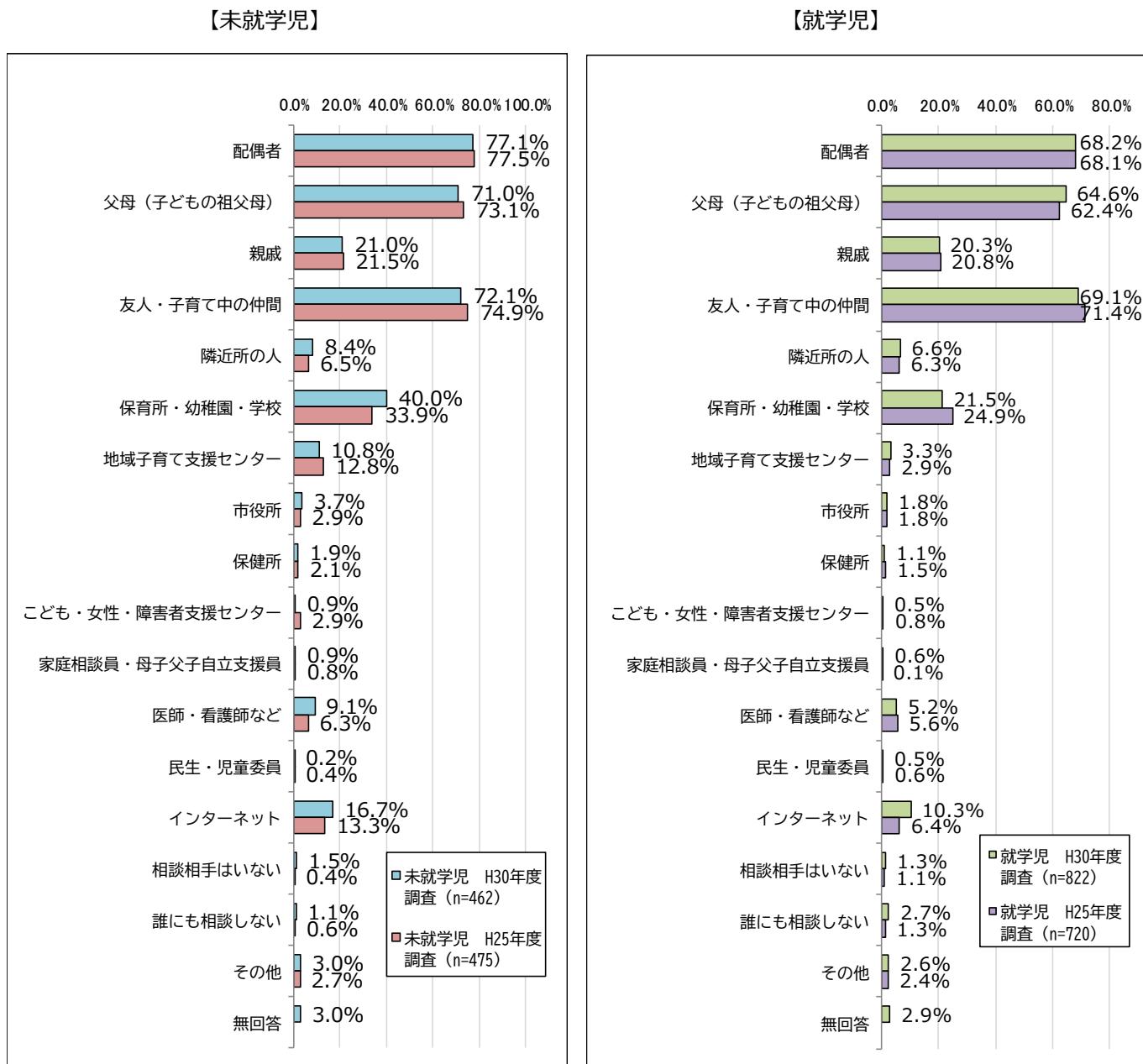


【就学児】



■子育てをする上でどのような不安や悩みに関する相談場所・相談相手について

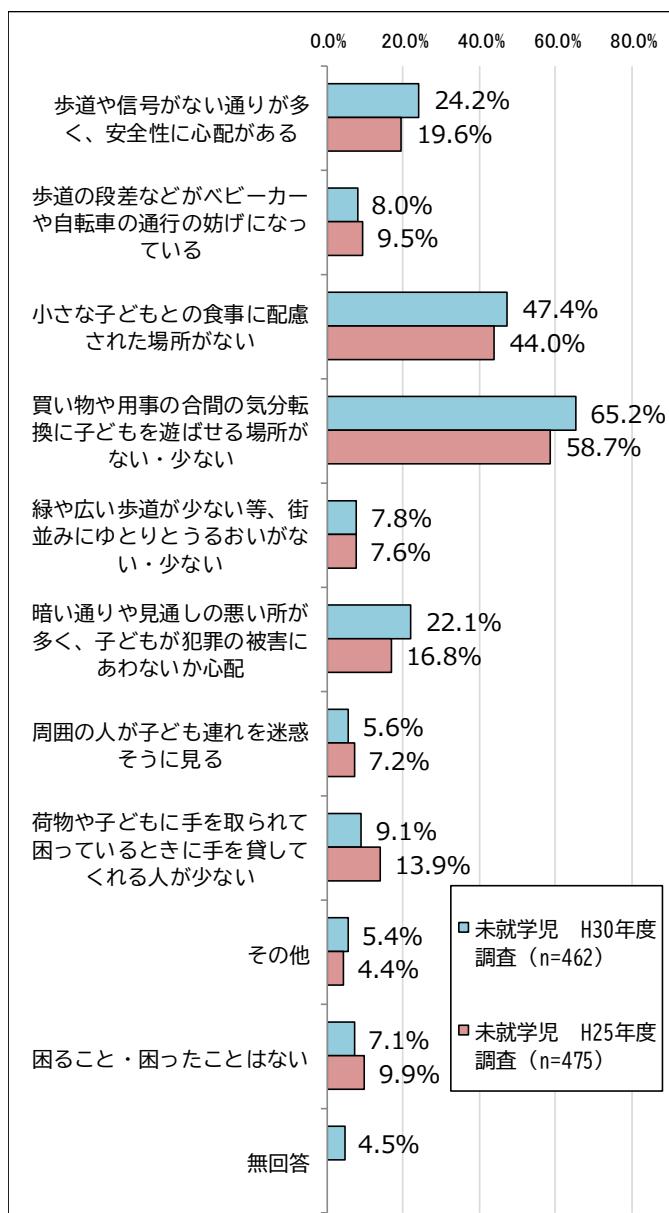
- 未就学児においては、「配偶者」(77.1%)が最も高く、次いで「友人・子育て中の仲間」(72.1%)、「父母（子どもの祖父母）」(71.0%)となっています。
- 就学児においては、「友人・子育て中の仲間」(69.1%)が最も高く、次いで「配偶者」(68.2%)、「父母（子どもの祖父母）」(64.6%)となっています。



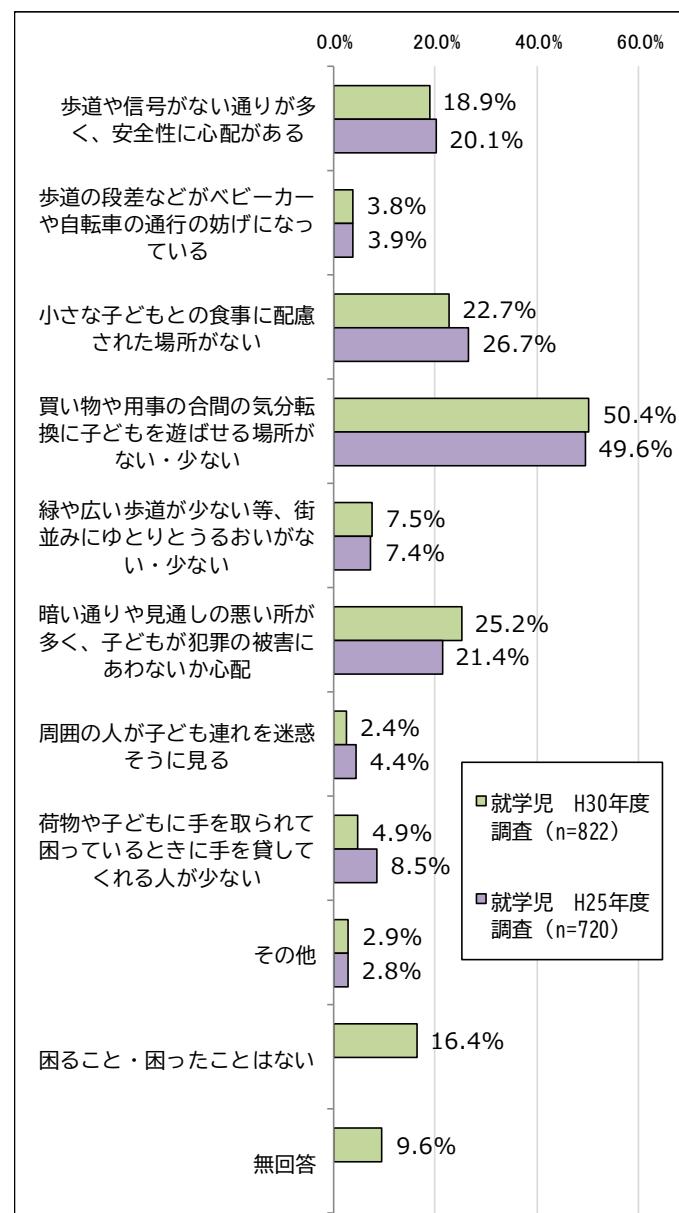
■子どもと外出するときに、困ること・困ったことについて

- 未就学児においては、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない・少ない」(65.2%)が最も高く、次いで「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」(47.4%)、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある」(24.2%)となっています。
- 就学児においては、「買い物や用事の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない・少ない」(50.4%)が最も高く、次いで「暗い通りや見通しの悪い所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」(25.2%)、「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」(22.7%)となっています。

【未就学児】



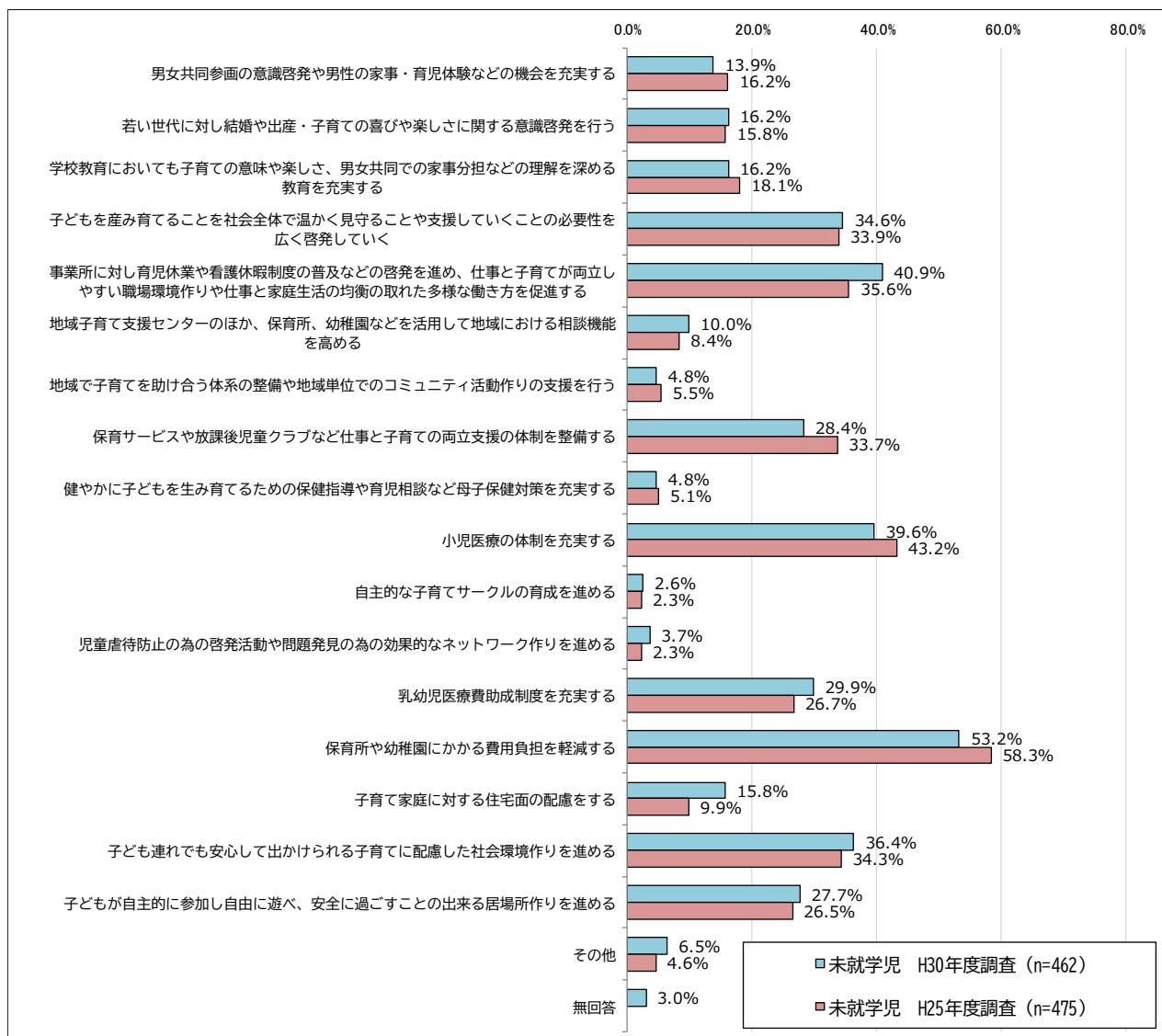
【就学児】

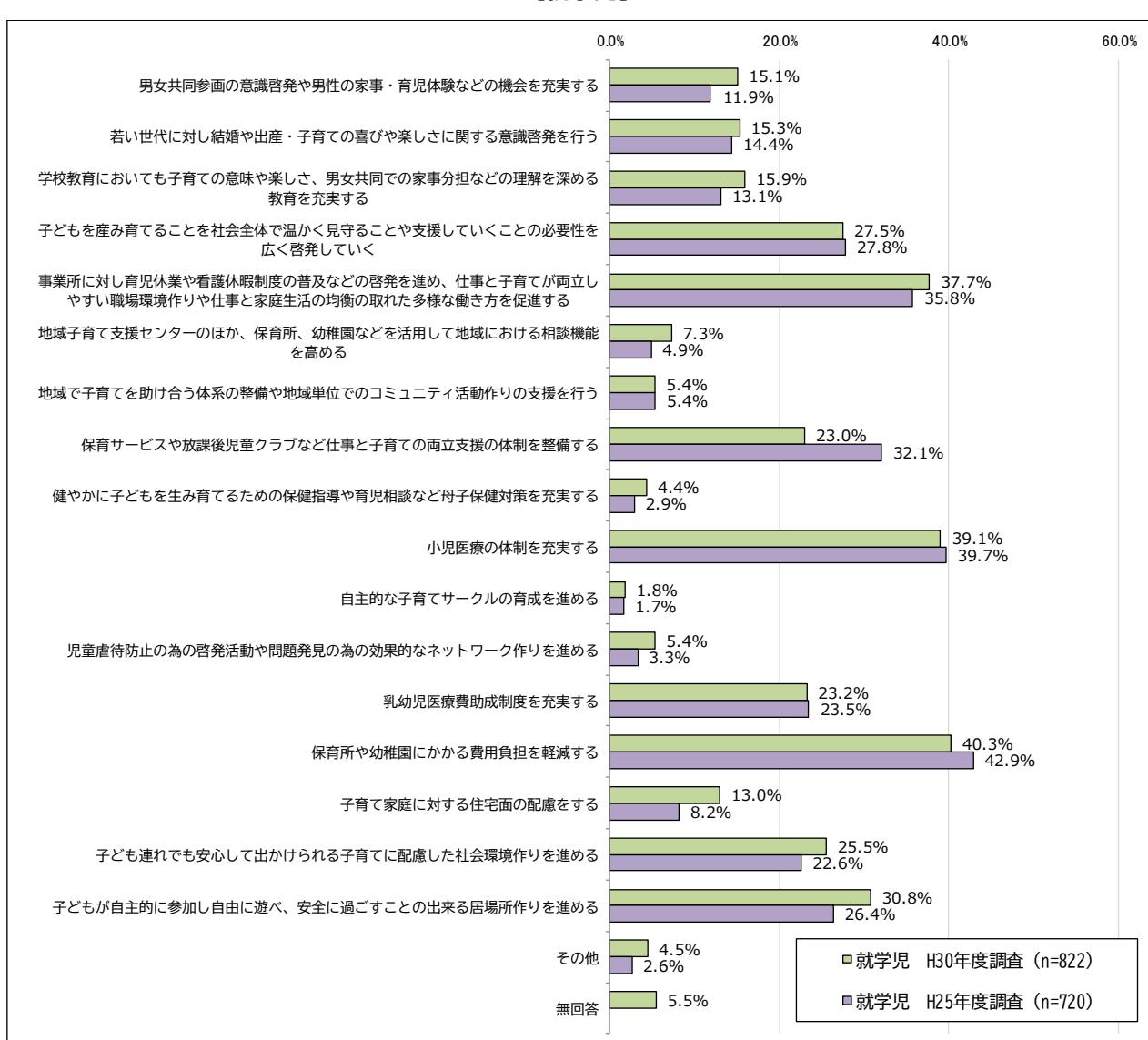


■少子化の流れを変えるために、市が取り組むべき子育て支援策について

- 未就学児においては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」(53.2%)が最も高く、次いで「事業所に対し育児休業や看護休暇制度の普及などの啓発を進め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境作りや仕事と家庭生活の均衡の取れた多様な働き方を促進する」(40.9%)、「小児医療の体制を充実する」(39.6%)となっています。
- 就学児においては、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」(40.3%)が最も高く、次いで「小児医療の体制を充実する」(39.1%)、「事業所に対し育児休業や看護休暇制度の普及などの啓発を進め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境作りや仕事と家庭生活の均衡の取れた多様な働き方を促進する」(37.7%)となっています。

【未就学児】





第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 将来像

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本市では、第一期計画において「ゆとりとやさしさで育む、癒しの島 壱岐」を将来像として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、「第3次壱岐市総合計画」の内容を踏まえ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、繋がりあいながら、これから壱岐の未来をつくっていく子どもたちを育んでいく環境づくりを目指し、計画の将来像を「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」として、様々な取組みやサービスの充実を推進していくこととします。

将来像

ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐

～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～

2 基本理念

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の3点を計画の基本理念とします。

| |
|---|
| 基本理念1 安心して子育てできる壱岐の島 |
| 子どもを持つ親が安心して生み育てられるための環境整備とネットワークづくりなどを進めるとともに、地域社会から仕事と子育ての両立や女性の社会進出に対する理解や協力が得られるための取組を進めます。 |
| 基本理念2 地域全体で支え、助け合う壱岐の島 |
| 地域住民の声かけを中心とした地域の密接なつながりを基本に、地域住民すべてが子ども・子育て支援の重要性に関心や理解を深め、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えることによって、地域と共に育つ取組を進めます。 |
| 基本理念3 ゆとりをもって、心身ともに健やかに育つ壱岐の島 |
| すべての子どもたちが健やかに、たくましく育つとともに、次代の“しま”の将来を担う子どもたちが人間性豊かで、柔軟な社会性を備え、自立した親となるための取組を進めます。 |

第4章 子ども・子育ての環境整備

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

| 支給認定区分 | 対象 | 保育の必要性の有無 | 主な利用施設 |
|--------------------|-------|-----------|--------------------------|
| 1号認定 (教育標準時間認定) | 満3歳以上 | 必要としない | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 (保育認定) | 満3歳以上 | 必要とする | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 (保育認定) | 満3歳未満 | 必要とする | 保育所 認定こども園 地域型保育事業 |

また、保育の必要性の認定に当たっては、（1）保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）※、（2）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、（3）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

※保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び壱岐市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

| |
|---|
| ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。 |
| ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。 |
| ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。 |

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

| ポイント① 事業量の調整単位として適切か | ポイント② 事業の利用実態を反映しているか |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか | <ul style="list-style-type: none"> ●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか |

(3) 教育・保育提供区域について

壱岐市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3 量の見込みを定める事業とその事業内容

| 対象事業（教育・保育） | | 事業内容 |
|--|--------------------|--|
| 1 教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞ | | 1号（3～5歳）が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設。 |
| 2 保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞ | | 2号（3～5歳）が対象。幼稚園は上記の事業内容参照等。 |
| | 保育認定②（認定こども園及び保育所） | 2号（3～5歳）が対象。保育所は保護者の就労や病気などにより、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照。 |
| 3 保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育） | | 3号（0歳、1～2歳）が対象。地域型保育事業は市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしており、小規模保育（利用定員6～19人）、家庭的保育（同5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。認定こども園と保育所は上記の事業内容参照。 |

| 対象事業（地域子ども・子育て支援事業） | | 事業内容 |
|-------------------------------------|--|---|
| 1 利用者支援事業 | | 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。 |
| 2 地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場、子育て支援センター） | | 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。 |
| 3 一時預かり事業 | | 幼稚園の一時預かりは通常の教育時間の終了後や夏休みなどに在園児を預かる事業。一時預かり事業は保護者の仕事等の都合により子どもを一時的に預かる事業。 |
| 4 妊婦健康診査 | | 母子の健康状態を確認するため、問診や血液検査、超音波検査などをを行う健康診査。 |
| 5 乳児家庭全戸訪問事業 | | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な事業提供につなげる事業。 |
| 6 養育支援訪問事業 （要保護児童等に対する支援に資する事業） | | 育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等も問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。対象は乳児家庭全戸訪問事業等により把握した必要と認められる児童や保護者等。 |
| 7 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター） | | 会員登録した地域住民が自宅で子ども（乳幼児及び小学生）を預かる事業。預かる会員と預ける会員による相互援助活動。 |
| 8 子育て短期支援事業（ショートステイ） | | 保護者の病気や冠婚葬祭などで、一時的に家庭での保育が困難な場合に、児童養護施設などで子どもを預かる事業。 |
| 9 延長保育事業 | | 11時間の開所時間の前後の時間に、さらに延長して保育を実施する事業。 |
| 10 病児・病後児保育事業 | | 子どもが病気などのために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労などにより家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関などに併設した施設で預かる事業。 |
| 11 放課後児童健全育成事業 （学童保育所・学童クラブ） | | 放課後等、就労などにより昼間家庭に保護者のいない子どもを対象に、放課後児童支援員の支援の下で遊びや生活の場を提供する事業。 |

4 児童人口の推計

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、2013（平成25）年以降の毎年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出した数値を参考に推計を行いました。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

| 単位 (人) | 基準値 | 推計値 | | | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
| 0歳 | 197 | 199 | 195 | 188 | 179 | 177 |
| 1歳 | 208 | 204 | 206 | 202 | 195 | 186 |
| 2歳 | 214 | 211 | 207 | 209 | 205 | 198 |
| 3歳 | 205 | 215 | 212 | 208 | 210 | 206 |
| 4歳 | 213 | 203 | 213 | 210 | 206 | 208 |
| 5歳 | 219 | 214 | 204 | 214 | 211 | 207 |
| 6歳 | 236 | 219 | 214 | 204 | 214 | 211 |
| 7歳 | 230 | 233 | 216 | 211 | 201 | 211 |
| 8歳 | 231 | 229 | 232 | 215 | 210 | 200 |
| 9歳 | 225 | 229 | 227 | 230 | 213 | 208 |
| 10歳 | 255 | 226 | 230 | 228 | 231 | 214 |
| 11歳 | 263 | 253 | 224 | 228 | 226 | 229 |
| 合計 | 2,696 | 2,635 | 2,580 | 2,547 | 2,501 | 2,455 |

(単位：人)

5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和2年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | 3号 | |
|--------|--------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 290 | 365 | 54 | 264 |
| 確保方策 | 幼稚園・認定こども園 | 660 | | | |
| | 認可保育所・認定こども園 | 30 | 299 | 74 | 237 |
| | へき地保育所 | | 230 | | |
| | 地域型保育事業 | | | 26 | 50 |
| | ②確保方策の合計 | 690 | 529 | 100 | 287 |
| | | ②-① | 400 | 164 | 69 |

■令和3年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | 3号 | |
|--------|--------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 278 | 349 | 54 | 266 |
| 確保方策 | 幼稚園・認定こども園 | 660 | | | |
| | 認可保育所・認定こども園 | 30 | 299 | 74 | 237 |
| | へき地保育所 | | 230 | | |
| | 地域型保育事業 | | | 26 | 50 |
| | ②確保方策の合計 | 690 | 529 | 100 | 287 |
| | | ②-① | 412 | 180 | 67 |

■令和4年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | 3号 | |
|--------|--------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 269 | 337 | 54 | 266 |
| 確保方策 | 幼稚園・認定こども園 | 660 | | | |
| | 認可保育所・認定こども園 | 30 | 299 | 74 | 237 |
| | へき地保育所 | | 230 | | |
| | 地域型保育事業 | | | 26 | 50 |
| | ②確保方策の合計 | 690 | 529 | 100 | 287 |
| ②-① | | 421 | 192 | | 67 |

■令和5年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | 3号 | |
|--------|--------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 178 | 420 | 73 | 176 |
| 確保方策 | 幼稚園・認定こども園 | 660 | | | |
| | 認可保育所・認定こども園 | 30 | 299 | 74 | 237 |
| | へき地保育所 | | 230 | | |
| | 地域型保育事業 | | | 26 | 50 |
| | ②確保方策の合計 | 690 | 529 | 100 | 287 |
| ②-① | | 512 | 109 | | 138 |

■令和6年度

| (単位：人) | | 1号 | 2号 | 3号 | |
|--------|--------------|-----|-----|-----|------|
| | | | | 0歳 | 1、2歳 |
| ①量の見込み | | 167 | 394 | 71 | 179 |
| 確保方策 | 幼稚園・認定こども園 | 669 | | | |
| | 認可保育所・認定こども園 | 30 | 323 | 82 | 256 |
| | へき地保育所 | | 110 | | |
| | 地域型保育事業 | | | 26 | 50 |
| | ②確保方策の合計 | 699 | 433 | 108 | 306 |
| | ②-① | 532 | 39 | | 164 |

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年級の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。

【確保方策】

各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。



6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

| (単位：箇所数) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【量の見込み】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などの実施とされています。

本市では平成26年に壱岐子どもセンター内に妊娠・出産・子育てに関して切れ目ない支援を目指した相談窓口を開設し、事業を実施しています。

【確保方策】

現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応していきます。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

| (単位：人日／月) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 1,000 | 1,000 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| 箇所数 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 確保方策 | 1,000 | 1,000 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定しました。

【確保方策】

現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応するとともに、計画年度内に新たに2箇所の開設を検討し、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

(3)一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

※幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,200 | 2,200 |
| 箇所数 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 確保方策 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,200 | 2,200 |

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）で確保します。

※保育所における入所児以外を対象とした一時預かり

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,000 | 3,500 |
| 箇所数 | 6 | 6 | 6 | 5 | 6 |
| 確保方策 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,000 | 3,500 |

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいて量の見込みを算出しました。

【確保方策】

既存の実施場所にてニーズ量の確保が可能です。今後も継続して事業の展開を図ります。

④妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

| (単位：回数／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 確保方策 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査14回分を公費助成しています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

| (単位：人／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 確保方策 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切に対応ができるように府内各課及び関係機関と連携して事業の展開を行います。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 40 | 40 | 40 | 65 | 65 |
| 確保方策 | 40 | 40 | 40 | 65 | 65 |

【量の見込み】

近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

妊産婦、新生児、乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）後に養育上必要と認められる場合、養育支援訪問として数回の訪問指導を行っています。今後も継続して事業を実施します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ここでは就学児が対象）

| (単位：件数／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 150 | 160 | 160 | 170 | 170 |
| 確保方策 | 150 | 160 | 160 | 170 | 170 |

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

今後も依頼会員の増加によるニーズの増加が見込まれます。提供会員の確保に努め、ニーズに対応できるよう事業の展開を図ります。

⑧子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保方策】

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策】

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

⑩病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

| (単位：人日／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策 | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。

【確保方策】

本市では市内 1 箇所にて事業を実施しています。現在の利用可能数でニーズ量に対応するとともに、事業全体としての利便性の向上や体制面の更なる向上などについて隨時検討を行います。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

| (単位：人／年) | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 1年生 | 87 | 88 | 85 | 77 | 75 |
| | 2年生 | 73 | 68 | 69 | 58 | 57 |
| | 3年生 | 49 | 45 | 42 | 39 | 37 |
| | 4年生 | 29 | 29 | 27 | 41 | 40 |
| | 5年生 | 12 | 11 | 11 | 21 | 21 |
| | 6年生 | 9 | 8 | 8 | 6 | 6 |
| | 合計 | 259 | 250 | 242 | 241 | 236 |
| 箇所数 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 確保方策 | | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |

【量の見込み】

ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を10%増で見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

【確保方策】

今後しばらくは利用希望者が増加する可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

7 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

| | |
|-------|--|
| 幼保連携型 | 認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 幼稚園型 | 認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 保育所型 | 認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| 地方裁量型 | 幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。本市では平成31年4月より「石田こども園」が開園し、幼児教育・保育事業と併せて、園庭の開放や子育て支援室の開催などを実施しています。

本市においては、第3次壱岐市総合計画の取組み内容に基づいて、令和6年度までに4施設の開園を目指し、開園場所や運営に関する事項、人材の確保等について検討を進めています。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

また、幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

8 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

本市においては、児童虐待防止の啓発に努めるとともに、児童虐待事案の解決に向け、壱岐市要保護児童対策地域協議会の一層の充実、関係機関の役割の明確化・情報共有の強化等の関係機関の連携強化に努めます。また、子どもが虐待等の被害にあった際、一刻も早く救済され、立ち直ることができるよう、被害を受けた子どもに対して、より迅速かつ適切な対応を行うことができる体制の充実を図ります。

①子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

②児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

③児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、壱岐市要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

④社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、本市の子育て支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して長崎県が策定するひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人ひとりの希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等において、関係者が教育や療育などの必要な支援について共通理解を深めることにより、その後の円滑な支援につなげていくことが重要です。特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行う必要があります。

本市においては、本市が策定している「障がい者福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づいてサービスの供給体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の更なる連携促進に努め、すべての子どもとその保護者が安心して子育てができる地域づくりを推進します。

また、発達障害ではないかと思われる子どもとその保護者に対しても、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）などを活用して、相談支援の充実や関係機関や病院等との連携体制の充実を図るとともに、周囲の理解を深めるための周知・啓発活動を推進します。

9 新・放課後子ども総合プランに基づく取組み

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」、及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業である「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進める目的として2019年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図ります。

（1）放課後子ども教室の概要

現在、本市では小学校区で4教室実施しています。それぞれの小学校で地域の方や保護者の方の協力を得ながら、子どもたちが放課後を安全に過ごせる居場所づくりとして実施しています

（2）放課後子ども教室と放課後児童クラブの今後の方向性

放課後子ども教室については、今後とも、市内の子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、実施体制及びプログラムの充実に取り組みます。

放課後児童クラブについては、今後しばらくは利用希望者の増加が見込まれます。施設の整備や空き教室・余裕教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施については、各教室での実施状況や保護者のニーズなどを踏まえ、検討しています。

今後も放課後児童クラブの実施主体であるこども家庭課と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会との間で協議の場を設け、実施内容や体制面など含めて検討します。

■計画年度内における放課後子ども教室の実施計画

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所数 | 4 | 4 | 7 | 7 | 7 |

■計画年度内における放課後児童クラブの実施計画

| (単位：人／年) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 箇所数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 定員数 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

子ども一人ひとりの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

(4) 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容に関する、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブの育成支援内容については、ホームページやリーフレット、広報等を活用し、利用者や利用を検討している保護者、地域住民等に周知し、地域に根差した放課後児童クラブの運営を目指します。

10 その他の関連施策

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされていることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

本市では、産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう提供体制の確保に努めるとともに、母子手帳の交付や乳幼児健診の受診、訪問指導活動等の保護者と接するあらゆる機会を活用した保護者に対する情報提供や、必要に応じた相談支援に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や市ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。



第5章 施策の展開

1 子どもの体を育む環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊産婦や乳幼児などへの各種健診事業や新生児訪問、母子保健支援事業の充実強化を推進するとともに、地域に密着した保護者の交流の場となるような事業の展開を図ります。
- 母親自身の健康づくりの視点から、妊娠、出産、育児に関する学習の場としての機能を充実します。
- 令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設・整備し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援と、相談体制の充実を図ります。
- 妊娠期からの歯科保健事業を通し、口腔の健康意識を向上させ、幼児期のむし歯の減少に努めます。
- 障がいや発達に遅れのある子どもの早期発見や必要な療育、指導が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------|--|-------|
| 妊産婦保健事業 | <p>妊婦健診、妊婦訪問指導、妊娠届出時指導、妊婦相談などを通して、妊娠中を安心して過ごすことができる環境づくりを一層充実します。</p> <p>妊産婦については、産科医療機関との連携によりマタニティ教室での産科保健教育や医療情報交換などを推進するとともに、産科医療機関等との連絡会の充実を図ります。</p> <p>また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用し、相談事業の充実、支援プランの作成に基づいて支援を行います。</p> | 健康増進課 |
| 乳幼児健康診査 | <p>乳幼児の健全な発育発達を促進するため、「4～5ヶ月児」から「3歳児」までに成長段階ごとの健診を実施します。</p> <p>また、未受診者に対しては、電話連絡や訪問といった受診勧奨を行うとともに、スタッフ間で情報の共有を行い、関係機関との連携もとりながら支援を行います。</p> <p>【平成30年度受診者率】 乳児健診：97.2% 1歳6か月児健診：99.5% 3歳児健診：99.5%</p> | 健康増進課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------------------|--|-----------------|
| 予防接種事業 | <p>麻しん等の各種感染症の予防のため、予防接種を行います。安全に効率よく接種するために、個別接種の委託先である市内医療機関との連携を密にしながら、接種率の向上に努めます。</p> <p>また、予防接種法の改正に準じた実施内容や実施体制の見直しを行います。</p> | 健康増進課 |
| 歯科保健事業 | <p>乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ化物塗布を行います。</p> <p>乳幼児歯科相談・1.6歳児健診・3歳児健診を月1回実施し、希望者に対しフッ化物塗布を行います。また、3歳児健診受診3か月後に市内歯科医院でフッ化物塗布が無料でできるフッ化物塗布券を交付し、歯科医院での定期管理につなげます。</p> <p style="color:red;">（令和4年12月現在では、新型コロナウイルス感染症の拡大等で乳幼児歯科相談でのフッ化物塗布は実施していません。代わりに歯科医院でのフッ化物塗布を1回から4回に増やし、定期管理につなげています。）</p> | 健康増進課 |
| 妊産婦新生児訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) | <p>妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握などや対応も図ります。</p> <p>今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。</p> | 健康増進課 |
| 乳幼児等訪問指導 (養育支援訪問事業) | 妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。また、医療機関と連携し、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用しながら継続して必要な支援を行います。 | 健康増進課 |
| 栄養事業 (離乳食教室) | <p>乳幼児期の健全な発育が行われるよう、食習慣の確立を図り、バランスのとれた栄養素の確保、また発育とともに咀しゃく能力や嗜好性に問題が生じないような適切な進め方、調理法などを普及させ、食育の推進を図ります。</p> <p>また、母子手帳アプリで9か月の保護者に離乳食教室の案内を配信するなど、中期以降の不安や疑問の解消につながるよう努めます。</p> | 健康増進課 こども家庭課 |
| 乳幼児発達支援事業 (お遊び教室・こども相談) | <p>発達面等が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を支援するため、専門的相談や養育方法の提供を行います。</p> <p>今後も対象者の把握を行い適切な時期にアプローチするとともに、技術支援の継続を県（保健所）に依頼するなど相談スタッフの体制強化に努めます。</p> | 健康増進課 こども家庭課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------|---|-----------------|
| 相談事業 (いきいろ相談) | 乳児期から就学前の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等、継続的支援を行います。 継続して育児相談の場所の確保を行うとともに、子育てに関することや発育・発達に関する相談場所の周知を行います。また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）での相談事業の充実を図ります。 | 健康増進課 こども家庭課 |

(2) 小児医療の充実

- 医療費の負担軽減を図るため、自己負担分（全部又は一部）の助成をします。
- 休日・夜間での小児科専門医の配置を含めた救急医療体制づくりを促進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------|--|--------|
| 乳幼児・子ども医療費助成事業 | 子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度については、壱岐市独自に3歳未満の自己負担額（時間内診療分に限る。）無料化を実施しています。また、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いに対応しています。平成29年度4月診療分からは、医療福祉制度を拡充し、中学校卒業時まで負担軽減を図っています。 今後も更なる制度拡充などを検討するとともに、県と調整しながら実施します。 | こども家庭課 |
| 救急医療体制確立事業 | 休日・夜間の小児科救急について、関係機関と調整して実施します。 小児科医師を確保するとともに小児科を診療科目とする保険医療機関の増加を目指します。 また、地域での小児医療連携の確立を目指します。 | 健康増進課 |

(3) 食育の推進

○乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を推進します。

○保護者に対する食生活改善指導等を推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食生活の確立を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------|---|-----------------|
| 家庭における推進 | <p>家庭は食育の基本となる場所であるため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を行うため、郷土料理教室や健康料理教室の参加を推進します。</p> <p>また、「食事バランスガイド」の普及や食育講演会の開催など、生活習慣病予防を視野に入れた食育を推進するとともに、朝食の大切さなど子どもだけでなくすべての世代に対して食育を推進します。</p> | 健康増進課 |
| 農林・水産等における推進 | <p>子どもたちへの農業体験、水産体験教室などの教育ファームを通して、自然の恵みを受けた新鮮な地場産品や生産者の顔の見える「食の安心・安全」を届け、食の大切さ、感謝の気持ちを育むため、家庭や学校給食等への地域農水産物の導入促進や、水産業の振興と連動した魚食普及を推進します。</p> | 農林課 水産課 |
| 地区組織における推進 | <p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動の一つとして、地域での「各種料理教室」や「生活習慣病予防教室」を実施します。</p> <p>また、各世代を対象に、食生活の大切さについての学習や調理実習を行い、地域の食文化も併せた情報提供を行います。小中学校のゲストティーチャーとして、調理実習などの体験学習の機会を充実します。</p> | 健康増進課 |
| 保育所・幼稚園における推進 | <p>保育所指針・幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎となる健康な心と体を育てるため、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどして、進んで食べようとする気持ちを育みます。</p> | こども家庭課 教育委員会 |
| 学校における推進 | <p>教育活動に食育を位置づけ推進することで、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。</p> <p>全小中学校で策定している食育全体計画に基づき、食育を推進します。</p> <p>また、本市に設置しているブロック別食育推進協議会において、今後も専門的な知識を有する栄養教諭等と連携して食育を推進できる環境を整備していきます。</p> | 教育委員会 |

2 地域における子育ての支援

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア. 確かな学力の向上

○基本的な学習態度を培うとともに、基礎学力の定着を図るため、T・T（チーム・ティーチング）や少人数による授業等により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。

○児童・生徒の「生きる力」を伸ばす指導者として、教職員の資質の向上を図るために、各種研修を行います。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 少人数学級の拡大 | 少人数指導、T・T（チーム・ティーチング）、習熟度別指導などを積極的に取り入れ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。 | 教育委員会 |
| タフ事業研究発表会 | タフな子どもを育むため、その1つの要素である「学力」に焦点化した研究について、毎年市内から2校を「タフな子どもを育むための実践推進事業」の研究校に指定して推進します。 | 教育委員会 |
| 教職員の資質向上 | 教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。 | 教育委員会 |
| 生涯学習推進事業 | 各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。 | 教育委員会 |
| 外部人材の活用 | 小中学校の活性化を図るため、外部人材（ゲストティーチャー、スクールボランティア等）の積極的な活用を図ります。 また、市教委で地域人材の登録を行い、学校が申し込む等のシステム構築を行います。 | 教育委員会 |

イ. 豊かな心の育成

- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。
- 教育相談の内容が多様化、深刻化していることから、各学校でカウンセラー等の専門家と連携した相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| 地域と学校の連携・強化 | 小中学校が地域の特性や児童生徒の個性を生かし、道徳授業の公開や様々な体験活動や地域との連携・交流を通して、心豊かな児童生徒の育成を図ります。 | 教育委員会 |
| 学校と児童委員・主任児童委員活動の連携 | 学校と児童委員・主任児童委員による連携を強化して、地域に密着した相談活動の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 道徳教育の推進 | 児童生徒の道徳性を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の時間の充実と道徳的実践力の育成を行います。 また、各校ゲストティーチャーとして地域の人材を招くなど、道徳科の授業の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 心の教室相談員と児童委員・主任児童委員の連携 | 学校及び地域での児童の状況を連携して把握することにより、個々の実情にあった相談活動を図ります。また、相談員と児童委員・主任児童委員との交流研修やケース会議を行います。 | 教育委員会 |
| ココロねっこ運動の学校・地域連携 | 子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、学校・地域が連携して推進するとともに、課題を共有できるよう努めます。 | 教育委員会 |
| 読書活動の推進 | 読書活動を推進するため、朝の10分間読書活動や家庭での親子10分間読書などの奨励を行います。また、図書ボランティアの活用も推進します。 また、子どもの図書への関心を高める取組や、図書館教育担当を中心とした全職員で取り組む体制づくり、学校司書と連携した取組等を通して、読書に関心を持つようなきっかけ作りに努めます。 | 教育委員会 |

ウ. 健やかな体の育成

- 子どもたちにスポーツ活動の機会を提供することにより、子どもの健やかな成長を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 青少年スポーツの推進 | <p>スポーツの普及振興を図るため、施設の修繕など市民の方が安全に使用できるようにスポーツ施設の整備を行います。</p> <p>また、各団体の指導者を対象とした講座への参加を推進します。</p> | 教育委員会 |

エ. 信頼される学校づくり

- 学校評議員の活用を通して、地域及び家庭と学校との連携・協力に努めます。
- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------------|--|--------|
| 「心の教室相談員」推進事業 | スクールカウンセラー配置校を除いた中学校に「心の教室相談員」を配置して、生徒の悩みなどの相談に対応します。 | 教育委員会 |
| 特色のある学校づくりの推進 | 統合的な学習の時間等を活用して、職業体験などの体験活動や地域の人材を講師として招いた授業など、学校と地域の協働による特色ある学校づくりを推進します。 | 教育委員会 |
| PTA活動への支援 | PTA、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。 | 教育委員会 |
| 郷土の歴史文化伝統継承活動 | 子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。 | 教育委員会 |
| 児童委員・主任児童委員との連携（再掲） | 学校と児童委員・主任児童委員による連携を強化して、地域に密着した相談活動の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| 家庭児童相談員との連携 | こども家庭課内に配属された家庭児童相談員と課内で連携し、家庭児童についての相談業務の更なる充実を図ります。 | こども家庭課 |

才 幼児教育・保育の充実

○幼稚園・保育所の一元化に向けて、本市においても研究を行っていきます。

○障がいのある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。

○幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------|--|-----------------|
| 幼稚園と保育所の一元化 | <p>壱岐市子ども・子育て会議において、公立幼稚園及び公立保育所のあり方について議論を行い、一貫した総合施設の設置等、幼稚園と保育所の運営について検討しています。</p> <p>令和元年度に、石田幼稚園と石田保育所を統合し、石田幼保連携型認定子ども園を開設しました。今後も芦辺町・勝本市内幼稚園を統合するなど、幼児教育の充実を図るとともに、恒常的に不足する幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。</p> | 教育委員会 こども家庭課 |
| 障がい児対策 | <p>集団保育が可能な障がい児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。</p> <p>また、保護者が健常児との集団保育を希望される場合には、障害の状態を充分考慮して、可能な限り対応します。</p> | こども家庭課 |
| 幼・保・小の連携強化 | <p>保育や授業を参観し合うとともに、情報交換の場を設定し、連携強化を図ります。</p> <p>また、認定こども園化等を推進し、更なる幼・保・小の連携強化を図ります。</p> | 教育委員会 こども家庭課 |
| 病児保育 | 現在市内の医療機関に委託し実施しています。今後も委託先の医療機関との連携を密にするとともに、利用者のニーズに合わせた事業の充実を図ります。 | こども家庭課 |

(2) 児童の健全育成の推進

- 放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進しています。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を推進するとともに、必要に応じて設置を検討します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。 | こども家庭課 |
| 学童保育の充実 | <p>雇用、保護者のいない小学生児童の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの設置を支援します。</p> <p>現在、すべての小学校区の児童が利用できるよう、市内6クラブへ業務を委託して実施しており、放課後や長期休業中等に、児童の健全な育成を図るために適切な遊び及び生活の場の確保と、育児と仕事の両立ができる子育て環境を確保しています。</p> <p>家庭、地域等との連携の下、さらに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るとともに、地域のニーズに合わせた放課後児童クラブの設置促進を図る。</p> | こども家庭課 |
| 子育てネットワークの充実 | <p>子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。</p> <p>令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。</p> | こども家庭課 |
| 要保護児童対策地域協議会の機能強化 | いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。 | こども家庭課 |
| 学校施設の開放 | <p>学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。</p> <p>体育施設の器具が古くなっているので、事故防止のため更新するように努めるとともに、利用者のマナーアップに努め、利便性の向上を図ります。</p> | 教育委員会 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------------------|---|-----------------|
| 社会教育施設、文化施設、社会体育施設などの活用 | 子どもの居場所として、市内の図書館、公民館、体育館等の社会教育施設を充実し、その活用を促進します。また、市民が安全に利用できるように、施設の維持管理に努めます。 | 教育委員会 |
| ココロねっこ運動の推進 | 子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。 | 教育委員会 |
| 生涯学習推進事業（再掲） | 各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。 | 教育委員会 |
| 放課後子供教室の整備 | 市内7か所で実施されている放課後子供教室については、未実施校区の実態調査、把握を行い、計画的な整備を推進します。 | 教育委員会 |
| 放課後子供教室の具体的な運営方法 | 放課後子供教室の運営方法に関しては、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施について、余裕教室の活用状況の定期的な調査や連携型への移行のための支援員やボランティアの配置など具体的な検討を行うとともに、市民のニーズの把握に努めます。 | こども家庭課 教育委員会 |

（3）思春期保健対策の充実

- 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 将来に向けて健康を害するがないよう、より良い生活習慣の確立に向けて、正しい知識の普及等に努めます。
- 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と未成年の飲酒・喫煙の防止に努めます。
- 子どもの心や身体の悩みに対処するため、相談体制の充実に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------|---|--------|
| 健康教育・保健指導の充実 | 関係機関と連携して、食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや性、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する教育を行います。 | 健康増進課 |
| スクールカウンセラーの配置 | いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置します。 | 教育委員会 |
| 児童相談所との連携強化 | ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。 | こども家庭課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------|---|-------|
| 相談対応 | 心の問題に悩んでいる青少年や家族からの相談があった場合には、壱岐保健所等の適切な機関へつなぎます。 | 健康増進課 |

(4) 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てるこの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。
- 中・高校生が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。
- 未婚の男女に出会いの場を提供します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------------|---|--------|
| 学校教育における男女共同参画教育の推進 | 小・中・高等学校において総合的な学習の時間や特別活動を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。また、各学校に男女共同参画関係の図書を配付するなどの取り組みを行います。 | 政策企画課 |
| 妊産婦保健事業（再掲） | <p>妊婦健診、妊婦訪問指導、妊婦届出時指導、妊婦相談などを通じて、妊娠中を安心して過ごすことができる環境づくりを一層充実します。</p> <p>妊産婦については、産科医療機関との連携によりマタニティ教室での産科保健教育や医療情報交換などを推進するとともに、産科医療機関等との連絡会の充実を図ります。</p> <p>また、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用し、相談事業の充実、支援プランの作成に基づいて支援を行います。</p> | 健康増進課 |
| 赤ちゃん広場 | 出産前の親が直接乳幼児と触れ合ったり、乳幼児期の親との交流の機会をつくり、親育ち支援に努めます。 | こども家庭課 |
| ふれあい交流事業 | 民間が企画・立案した交流事業などを支援し、結婚の推進に努めます。 | 政策企画課 |

3 社会全体で子育てを支える環境づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

○保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換・相談の場の提供などにより、サービス利用者間のネットワークづくりの支援や気軽に相談できる場づくりを促進します。

○各種子育て支援サービス等が利用者に周知されるよう、情報提供を行います。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------|---|--------------------------|
| 子育てネットワークの充実（再掲） | <p>子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。</p> <p>令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。</p> | こども家庭課 |
| 児童館・児童遊園運営事業 | 健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。 | こども家庭課 |
| 相談事業の充実 | 子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |
| 地域子育て支援拠点事業（再掲） | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。 | こども家庭課 |
| 広報事業 | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 地域における子育て情報の提供に努めます。
- 各種健診や相談、指導の充実を図り、養育機能の向上に努めます。
- 学校施設の開放や機能の活用に努めます。
- 地域における同世代や異世代との交流を図るため、交流機会や学習の場の機会を提供します。
- 子育てサークルの育成、支援を行います。
- ノーメディアデイを推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------|--|--------------------------|
| 子育てネットワークの充実（再掲） | <p>子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。</p> <p>令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。</p> | こども家庭課 |
| 児童館・児童遊園運営事業（再掲） | 健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。 | こども家庭課 |
| 相談事業の充実（再掲） | 子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |
| 地域子育て支援拠点事業（再掲） | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。 | こども家庭課 |
| 広報事業（再掲） | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |
| ノーメディアデイの推進 | <p>月に1日、ノーメディアデイを設定し、学校便り等での周知や各種健診機会などをを利用して推進を行います。</p> <p>また、各学校において、学校保健委員会等を活用したメディア教育に取り組むとともに、「SNS の被害から子どもを守る壱岐ルール」を全小中学校に配布し、家庭への啓発を行います。</p> | こども家庭課 健康増進課 教育委員会 |
| 公民館教室 | 各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。 | 教育委員会 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------------|---|-----------------|
| 図書ボランティアの推進 | 公民館活動の一環として、子どもたちへの読み聞かせ等、本を通した親子のふれあい、親同士の交流を支援します。 また、現在定着してきている図書ボランティアの資質向上と、親子や親同士交流できる場（機会）の提供を行います。 | 教育委員会 |
| 学校施設の地域開放 | 子どもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放や指導者の確保・育成、体育施設の器具の更新を行います。 | 教育委員会 |
| 社会体育活動支援事業 | 少年スポーツなどの活動を行う団体を支援し、地域全体で健全育成を進めて行きます。 あわせて、指導者の育成に力を注ぎ、将来有望な人材の育成を行います。 | 教育委員会 |
| 児童委員・主任児童委員活動の推進 | 児童委員・主任児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。 | 市民福祉課 こども家庭課 |
| ココロねっこ運動の推進（再掲） | 子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。 | 教育委員会 |
| PTA活動への支援（再掲） | PTA、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。 | 教育委員会 |
| 郷土の歴史文化伝統継承活動（再掲） | 子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。 | 教育委員会 |

（3）ひとり親家庭の自立支援の推進

- 児童扶養手当の支給など必要な経済支援を行います。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、技能・習得等への支援、就業支援の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園の入園など生活実態に応じた支援を行います。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| 児童扶養手当の支給 | 法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。 | こども家庭課 |
| 相談体制の充実や情報提供 | 母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。 | こども家庭課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------------|--|--------|
| 母子及び父子並びに寡婦家庭医療費助成 | 母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。)また、制度の周知徹底を図ります。 | こども家庭課 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 | 法に基づく福祉資金の貸付を行います。 | こども家庭課 |
| 母子及び父子自立支援給付金事業 | 母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業を実施します。 | こども家庭課 |

(4) 障がい児施策の充実

- 障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制及び障がいのある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対する教育・保育内容の充実を図ります。
- 在宅サービスを中心とした障がい児に対する福祉サービスの充実を図ります。
- OLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥、多動性障がい）などの発達障がいの子どもに対し、適切な支援を行います。
- 専門職（言語聴覚士等）の雇用に努めます。
- 小・中学校との連携強化を図ります。
- 壱岐市障がい福祉計画と連動しながら、いきいきサポートブックの活用を推進するなど、関係機関との情報共有を図りながら、対象児童の成長と共に一貫した相談窓口の提供や適切な支援体制の充実を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 各種健康診査の推進 | 乳児一般健康診査・乳児健康診査・1.6歳児健康診査・3歳児健康診査・乳幼児精密健康診査・新生児聴覚検査を実施します。 健康管理システム、フォローアップ帳や個人ファイル等を活用し、疾病の早期発見や発育・発達障害の早期発見及び早期支援等につなげるとともに、関係機関と連携して切れ目のない支援体制の整備を図ります。 | 健康増進課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------|--|-----------------|
| 療育支援体制の整備 | <p>知的・身体に障害を持つ児童等に身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練を実施するとともに、関係職員等の質の向上を図り、より適切な支援を行います。</p> <p>また、医療機関と連携して、セラピスト（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士等）が行う療育支援の実施に努めます。</p> | こども家庭課 |
| 壱岐こどもセンターの機能強化 | <p>医療機関との連携強化による療育センター的機能の確立のため、壱岐こどもセンターの機能強化を図ります。</p> <p>また、専門職の確保とスタッフの充実及びスキルアップを図ります。</p> | こども家庭課 |
| 障がい児の就学体制の整備 | <p>障害のある児童生徒の就学先について、就学前保護者相談会を実施するとともに、教育委員会・こども家庭課・健康増進課等が連携して就学前保護者相談会を実施します。</p> <p>また、発達障害等の障害についての研修会の開催や就学相談の流れ等について説明をする機会を設けるなど、保護者や関係者の理解を求め、特別支援教育の推進に努めます。</p> | 教育委員会 |
| 障がい児保育の推進 | 集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。 | こども家庭課 |
| 障がい児支援ネットワークの構築 | <p>障がい者（児）が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げます。</p> <p>また、自立支援協議会にて壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検と評価を行います。</p> | 市民福祉課 こども家庭課 |
| 日中一時支援事業の充実 | 就学前の障がい児を一時的に預かり、日中活動の場の提供及び充実を図ります。 | 市民福祉課 |
| L DやA D H D等への対応 | <p>母子保健事業や各種子育て相談等により、L DやA D H D等の発達障害のある子どもに関する相談や支援を行います。</p> <p>また、支援する有資格者の募集を行うなど、人員の確保に努めます。</p> | こども家庭課 |
| 相談支援事業 | <p>発達障害や診断名等がまだついていない幼児などの相談支援については、関係機関や病院などと連携し、充実を図ります。</p> <p>早期受診や身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練の早期開始を促します。</p> | こども家庭課 |

(5) 経済的支援の推進

○子育て家庭の生活支援策の一環として、児童手当等の各種手当の支給や医療費の助成などを行います。

○保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------------------|--|--------|
| 児童手当の支給 | 法に基づいた認定及び支給業務の実施を行うとともに、制度の周知に努めます。 | こども家庭課 |
| 乳幼児・子ども医療費助成事業 (再掲) | 子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度については、壱岐市独自に3歳未満の自己負担額(時間内診療分に限る。)無料化を実施しています。また、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いに対応しています。平成29年度4月診療分からは、医療福祉制度を拡充し、中学校卒業時まで負担軽減を図っています。 今後も更なる制度拡充などを検討するとともに、県と調整しながら実施します。 | こども家庭課 |
| 児童扶養手当の支給（再掲） | 法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。 | こども家庭課 |
| 母子及び父子並びに寡婦家庭等医療費の助成（再掲） | 母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。（所得などの支給要件があります。）また、制度の周知徹底を図ります。 | こども家庭課 |
| 特別児扶養手当の支給 | 制度広報の徹底と法に基づいた手当支給の実施を行います。 | こども家庭課 |
| 保育料の軽減 | 無償化対象外の児童については市独自の軽減措置を継続して実施します。また、第3子以降の保育料については無料とします。 | こども家庭課 |
| 壱岐市奨学金制度 | 経済的理由で進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します。 | 教育委員会 |

4 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

○子ども・子育て新制度に基づく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に関して、確保の方策に基づき各種サービスの提供を行います。

○幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備、通園バスの導入などによる教育・保育施設の効率的な運営や効果的な集団生活の中での幼稚園教育の充実と保育の量の確保と質の向上など、利用者が必要とするサービスが提供できるよう主体的に柔軟な取り組みを推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------------|---|--------------------------|
| 幼児期の学校教育・保育サービスの充実 | 子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。 | 教育委員会 こども家庭課 |
| 認定こども園の整備 | 保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。 | 教育委員会 こども家庭課 |
| 地域子ども・子育て支援事業の実施 | 子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。 | こども家庭課 |
| 託児支援事業のネットワーク化 | 関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。 | こども家庭課 |
| 広報事業（再掲） | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

○男女共同参画の取り組みを通じて、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、国、県、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発活動等に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------|-------------------------------|-------|
| 男女共同参画事業 | 壱岐市男女共同参画基本計画に基づき、事業の推進に努めます。 | 政策企画課 |

5 声かけ、支え合う地域づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

ア. 居宅における支援

- 出産後間もない時期のすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報の提供並びに相談・助言を行います。
- 育児の援助を希望する保護者に対して、地域における会員同士の相互援助を行い、在宅における子育ての支援の充実に努めます。
- 子育て支援サービスの総合的な情報提供に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------------------|---|--------------------------|
| 妊産婦新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲） | <p>妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握などや対応も図ります。</p> <p>今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。</p> | 健康増進課 |
| 乳幼児等訪問指導（養育支援訪問事業）（再掲） | 妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。また、医療機関と連携し、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を活用しながら継続して必要な支援を行います。 | 健康増進課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての支援を受けたい人と行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援する事業です。本市では平成27年に開設し、壱岐市社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。 | こども家庭課 |
| 託児支援事業のネットワーク化（再掲） | 関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。 | こども家庭課 |
| 広報事業（再掲） | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |

イ. 保育所その他の施設における児童養育支援の充実

- 保護者の緊急時や育児負担の軽減のため、子ども・子育て新制度に基づく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に関して、確保の方策に基づき各種サービスの提供を行います。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------------|---|--------------------------|
| 幼児期の学校教育・保育サービスの充実（再掲） | 子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。 | 教育委員会 こども家庭課 |
| 認定こども園の整備（再掲） | 保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。 | 教育委員会 こども家庭課 |
| 地域子ども・子育て支援事業の実施（再掲） | 子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。 | こども家庭課 |
| 障がい児保育の推進（再掲） | 集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。 | こども家庭課 |
| 託児支援事業のネットワーク化（再掲） | 関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。 | こども家庭課 |
| 広報事業（再掲） | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |

ウ. 児童の養育に関する保護者からの相談・情報提供の充実

- 専門の職員による相談や必要な情報の提供に努めます。
- 壱岐こどもセンターを中心として、気軽に集える場の提供や情報交換、相談体制を整えます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 子育てネットワークの充実（再掲） | 子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。 令和元年度より、壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会を発足しています。 | こども家庭課 |

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------------|--|--------------------------|
| 児童館・児童遊園運営事業（再掲） | 健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。 | こども家庭課 |
| 相談事業の充実（再掲） | 子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、子育て世代包括支援センター（令和2年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |
| 広報事業（再掲） | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |
| ファミリー・サポート・センター事業（再掲） | 子育ての支援を受けたい人と行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援する事業です。本市では平成27年に開設し、壱岐市社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。 | こども家庭課 |

エ．支援事業に関する情報の提供

○各種制度や行事等の情報をわかりやすく提供できるよう体制を整えていきます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------|---|--------------------------|
| 広報事業（再掲） | 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、市報、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐 はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。 | 健康増進課 教育委員会 こども家庭課 |

（2）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する交通安全教室の充実を図ります。

○チャイルドシート等、子どもを交通事故から守る対策を推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|---------------|--|-------|
| 交通安全教室の推進 | 警察や交通安全協会等と連携し、児童生徒や保護者に対し、交通安全に関する教育、啓発を行います。 | 教育委員会 |
| チャイルドシートの普及促進 | 警察や保育所と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行います。 | 総務課 |

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子どもの犯罪被害を防ぐため、行政、警察、学校など関係機関との連携により、情報交換等の体制づくりを推進します。
- 子どもの通報避難場所である「子ども 110 番の家」などの防犯ボランティア活動の育成・支援に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|----------------|---|-------|
| 関係機関・団体との情報交換 | 子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、壱岐市子どもを守る地域連絡協議会を中心として関係機関・団体との情報交換を密にします。 | 教育委員会 |
| パトロール活動の推進 | PTA等や関係団体と連携し、校区内を巡回することで、青少年を非行から守るパトロール活動を推進するとともに、その活動を支援します。 | 教育委員会 |
| 防犯ボランティアの推進 | 地域全体に防犯意識の浸透を図り、犯罪のない安全・安心のまちづくりに貢献する防犯ボランティア活動を促進します。 | 教育委員会 |
| 子ども 110 番の家の設置 | 不審者等の通報や子どもの避難場所として、地域や警察と連携し「子ども 110 番の家」の取り組みを推進するとともに、その周知に努めます。 | 教育委員会 |

(4) 被害にあった子どもの保護の推進

- 心の教室相談員やカウンセラーを活用して、被害にあった児童・生徒や保護者に対する相談や支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図り、相談から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。
- 臨床心理士等専門職員の配置に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------|
| 「心の教室相談員」推進事業 | 被害に遭った子どもに対しては「心の教室相談員」を配置して、生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。 | 教育委員会 |
| カウンセリング体制の強化 | 専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているので、増員などの体制の強化に努めます。 | 教育委員会 |
| 要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲） | いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目ない支援を行います。 | こども家庭課 |
| 児童相談所との連携強化（再掲） | ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。 | こども家庭課 |

(5) 児童虐待防止対策の充実

○要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

○児童相談所との連携強化を図ります。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------|
| 要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲） | いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。 | こども家庭課 |
| 児童相談所との連携強化（再掲） | ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。 | こども家庭課 |

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○子どもに悪影響を与える有害な情報については、家庭、地域、学校と連携して、関係業界に対して自主的措置を働きかけます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|------------------------|---|-------|
| ココロねっこ運動の推進（再掲） | 子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。 | 教育委員会 |
| 有害情報に係る関係業界に対する働きかけの充実 | 県教育庁等関係機関・団体と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する指導や立入調査を継続・拡大するとともに、各家庭に対しても有害な情報の取扱い上の留意点について指導をしていきます。 | 教育委員会 |

6 安全・安心なやさしいまちづくり

(1) 良質な住宅の確保

○バリアフリー対策、防犯対策等の安全面に配慮した公共住宅の整備を推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------|---|-----|
| 公営住宅整備事業の推進 | 子育て世帯が安心かつ快適に住み続けられるよう、バリアフリー化といった公営住宅の整備を図ります。 | 建設課 |
| バリアフリー化の推進 | 公共施設において、バリアフリー対策等安全・安心に配慮した計画的な建替・維持補修に努めます。 | 建設課 |

(2) 良質な居住環境の整備

○子育てニーズに対応できる良好な居住環境の整備に努めます。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-------------------|--|-----------------|
| やさしいまちづくり環境整備 | 「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づいて、高齢者、障がい者、妊産婦、子どもたちなど、誰もが安心して快適に暮らせる交通環境の整備を推進します。 | 建設課 等 |
| 公共施設のバリアフリー化 | 市庁舎や学校などの公共施設における段差の解消など、まちづくり協議会等の関係機関において協議し、建築物の改善を促進します。 | 政策企画課 教育委員会等 |
| 公共施設の開放と児童公園環境の整備 | 子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。 | 建設課 こども家庭課等 |
| 児童館・児童遊園運営事業（再掲） | 健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。 | こども家庭課 |
| 地域子育て支援拠点事業（再掲） | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。現在、市内3か所で運営しています。 | こども家庭課 |

(3) 安全な道路交通環境の整備

○子どもや保護者が安心して通園・通学ができるように、通学路の整備や道路照明灯・防護柵および道路反射鏡を設置し、交通安全施設の整備を推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 街路整備事業 | 子どもや親子連れが安心して移動できるように、「交通安全プログラム」を作成し、子どもや親子連れの視点に立った街路の整備を促進します。 | 建設課 等 |
| 交通安全施設の整備 | 地域の実態や景観に配慮しながら、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。 | 建設課 等 |

(4) 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 公共施設等へのトイレの整備等、子ども連れの利用に配慮した施設整備に努めます。
- 子どもが安心して遊べる施設、遊具等の整備・維持管理を推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------------------|
| 公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化 | 公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化に向けて建築物の改善等を促進します。 | 建設課 等 |
| 子どもにやさしいトイレ等の整備 | 壱岐市公共施設個別施設計画に基づいて、授乳施設や段差の解消、スロープ、多目的トイレ等の設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。 | 建設課 観光商工課 等 |
| 公共施設の開放と児童公園環境の整備（再掲） | 子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。 | 建設課 こども家庭課 等 |
| 子育て世帯への情報提供 | 公共施設等における、授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。 | こども家庭課 等 |

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

- 通学路における安全を確保するため、防犯灯の設置やガードレール等の設置のほか、警察、学校、ボランティアなどとの協力のもと、子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを推進します。

| 事業名 | 内容／今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|--|-----------------|
| 防犯灯・街路灯の設置促進 | 市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、街路灯や、公園灯などと調整を図りながら、地域の要望を考慮した防犯灯の整備を行います。 | 総務課 建設課 等 |
| 防犯活動の推進 | 市民や企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図ります。 | 総務課 教育委員会 |

第6章 子どもの貧困に関する取組み

1 子どもの貧困に関する現状

(1) 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」(122万円)に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講すべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本市の策定する子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一體的に策定することとし、本市の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

(2) アンケート調査結果の概要

長崎県が平成30年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」の壱岐市の回答者の調査結果をもとに、市内の子どもの貧困の状況を確認しました。以下、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、調査結果の集計・分析を行っています。

■調査期間：平成30年11月22日～平成30年12月5日

■調査対象者

| | | 配布数（件） | 回答数（件） | 回答率 |
|-------|-----|--------|--------|-------|
| 小学5年生 | 保護者 | 4,665 | 4,496 | 96.4% |
| | 子ども | 4,665 | 4,504 | 96.5% |
| 中学2年生 | 保護者 | 4,664 | 4,443 | 95.3% |
| | 子ども | 4,664 | 4,447 | 95.3% |
| 全体 | | 18,658 | 17,890 | 95.9% |

①相対的貧困の設定

当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入（貧困線）を設定しています。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、長崎県の貧困線は97.2万円となっており、本市の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数324件のうち59件で、回答者全体に占める割合は18.2%となっています。

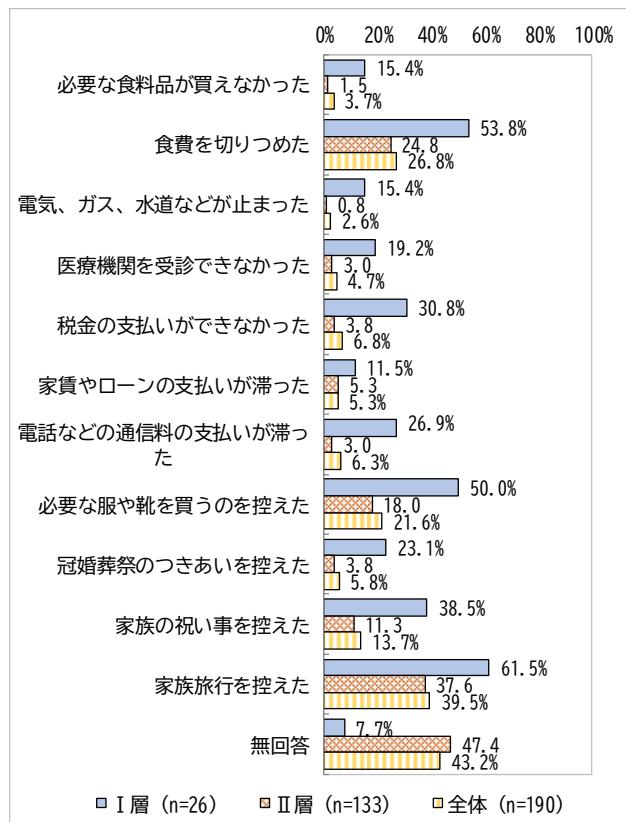
【相対的貧困世帯の状況（全体）】

| | 有効回答数 | I層 (97.2万円未満) | II層 (97.2万円以上) | 今回の調査による貧困率 |
|-------|--------|------------------|-------------------|-------------|
| 長崎県全体 | 7,662件 | 860世帯 | 6,802世帯 | 11.2% |
| 壱岐市 | 324件 | 59世帯 | 265世帯 | 18.2% |

※今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

②調査結果の内容（抜粋）

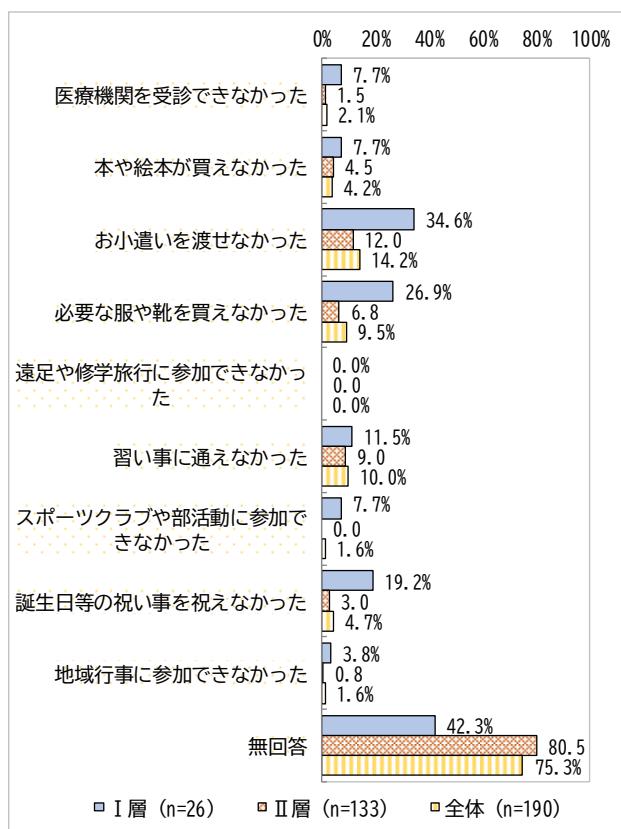
■経済的な理由で、次のような経験をしたことがありますか。（保護者回答）



ほとんどの項目で、I層とII層の回答結果に大きな差が生じています。

「食費を切りつめた」（I層：53.8% II層：24.8%）、「医療機関を受診できなかった」（I層：19.2% II層：3.0%）、「税金の支払いができなかった」（I層：30.8% II層：3.8%）、「家賃やローンの支払いが滞った」（I層：11.5% II層：5.3%）、「必要な服や靴を買うのを控えた」（I層：50.0% II層：18.0%）といった項目においても回答の割合の差は大きく、経済的な困難が衣食住を基本とした生活の基盤に大きく影響していることが分かります。

■経済的な理由で、お子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか。（保護者回答）

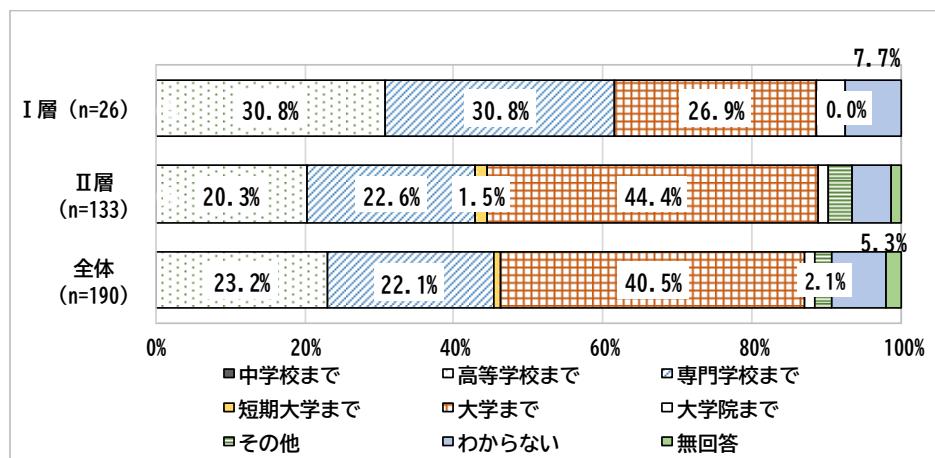


I層とII層で差が大きい項目に着目すると、「お小遣いを渡せなかった」(I層: 34.6% II層: 12.0%)、「必要な服や靴を買えなかった」(I層: 26.9% II層: 6.8%)、「誕生日等の祝い事を祝えなかった」(I層: 19.2% II層: 3.0%)といった項目が挙げられます。

また、「本や絵本が買えなかった」(I層: 7.7% II層: 4.5%)、「習い事に通えなかった」(I層: 11.5% II層: 9.0%)、「スポーツクラブや部活動に参加できなかった」(I層: 7.7% II層: 0.0%)といった項目においても回答の割合に差が見られ、経済的な困難が生活基盤に影響を与えているだけでなく、子どもの学習機会や社会的行動にも大きな影響を与えています。

■お子さんをどの学校まで進学させたいと希望されていますか（保護者回答）

II層と比較してI層では「高等学校」(I層: 30.8% II層: 20.3%)、「専門学校」(I層: 30.8% II層: 22.6%)の割合が高くなっています。反面、「大学」(I層: 26.9% II層: 44.4%)の割合は低くなっています。知識・教養を身に付けることよりも、出来るだけ早く社会人となることを希望していることが考えれます。



2 取組みの方向性

(1) 将来像

本市の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、市民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組みの推進に努めます。



(2) 基本方針

前項に掲げた将来像の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育所および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないよう、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。

生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本市においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげができる体制を整備します。

3 取組みの内容

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォーム※1と位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

①学校教育の充実

| 施 策 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 教職員に対する啓発 | 子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。 |
| キャリア教育に関する学習 | 小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。 |
| 乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携 | 保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。 |

②学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

| 施 策 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 専門職の力を活用した相談体制の充実 | 学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラー※2やスクールソーシャルワーカー※3等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。 |
| 学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携 | 貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、こども家庭課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。 |

* 1 プラットフォーム：あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

* 2 スクールカウンセラー：学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられ、SCと略される。

* 3 スクールソーシャルワーカー：児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童の友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略す。

③地域の人材を活用した学びの場づくり

| 施 策 | 内 容 |
|----------|---|
| 多世代交流の推進 | 教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 |

④就学前教育・保育の充実

| 施 策 | 内 容 |
|-----------------------|--|
| 就学前教育・保育の質の向上 | 幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。 |
| 多様化するニーズに応じた保育サービスの充実 | 子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。 |

⑤就学支援の充実

| 施 策 | 内 容 |
|------------|--|
| 就学援助の周知の拡充 | 就学援助事業の一層の充実を図るために、小学校・中学校における周知に加え、広報誌やホームページの活用など市民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。 |

(2) 生活・就労の支援

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

①子どもたちの居場所づくり

| 施 策 | 内 容 |
|-------------------------|---|
| 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の内容充実 | 発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。 |
| 多世代交流の推進【再掲】 | 教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。 |
| 親子で過ごせる居場所づくり | 親子が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。 |

②子どもの健康・生活への支援

| 施 策 | 内 容 |
|------------------|--|
| 子どもの発育・発達の支援 | すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組みを推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。 |
| 成長・発達段階に応じた食育の推進 | 乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。 |

③子どもの将来に向けた支援の充実

| 施 策 | 内 容 |
|----------------------|--|
| キャリア教育に関する学習 【再掲】 | 小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。 |
| 職場体験の推進 | 働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。 |
| 子どもの就労支援 | すべての子どもが、より良い就業により、安定した生活が送れるよう、資格取得やキャリア相談など必要に応じて、就業相談や情報提供等に努めます。 |

④保護者の就労支援

| 施 策 | 内 容 |
|--------------|--|
| 保護者の就労支援 | ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供、就職相談などを行います。 |
| ひとり親家庭等の自立支援 | ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための情報提供を行います。 |

⑤保護者の健康確保

| 施 策 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 保護者の健康面に対しての専門的な対応 | 保護者が健康診断やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。 |

⑥暮らしへの支援

| 施 策 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 保護者が抱える様々な問題に対しての相談業務 | 保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。また、養育上の課題を抱える家庭に対し、養育支援訪問を実施し、家事支援・育児支援を実施します。 |

(3) 経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸付等の経済的支援を行います。また、生活困窮世帯等に対して、医療費等の助成や、教育費、生活費等の減免により、経済的な支援を行います。

①生活を支える経済的な支援

| 施 策 | 内 容 |
|------------------------|--|
| 児童扶養手当の支給 | 法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。 |
| 相談体制の充実や情報提供 | 母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。 |
| 母子及び父子並びに寡婦家庭 医療費助成 | 母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。) また、制度の周知徹底を図ります。 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉 資金貸付 | 法に基づく福祉資金の貸付を行います。 |
| 母子及び父子自立支援給付金 事業 | 母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業を実施します。 |
| 母子・父子・寡婦福祉団体の 支援 | 母子・父子・寡婦世帯の福祉の増進と自立支援をめざした活動を支援します。 |

(4) 連携体制等の構築

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」※と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

①相談体制の整備・充実

| 施 策 | 内 容 |
|---------------|---|
| 総合的な児童虐待防止の推進 | 要保護児童対策地域協議会を中心に、学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化するとともに、養育支援訪問事業を活用し、適切な支援を行います。 |
| 妊娠期からの切れ目ない支援 | 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援に努めます。 |
| 相談・対応体制の充実 | 相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。 |

第7章 計画の推進に向けて

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

本計画を推進するためには、市民一人ひとりが地域社会全体で子どもとその保護者への支援の必要性等について深く理解し、自らの課題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、行政はもとより、家庭や地域、事業者等がそれぞれの立場に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 計画の推進体制

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め府内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定し、関係する市町村と連携を図り、迅速に広域保育等の利用が可能となるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組みを進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

3 計画の達成状況の点検・評価

本市では、こども家庭課が中心となって、進捗状況を把握・点検し、「壱岐市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

1 壱岐市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月1日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、壱岐市附属機関設置条例（平成18年壱岐市条例第9号）により設置された壱岐市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に進言することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 幼稚園及び保育所の保護者代表
- (3) 幼稚園長代表及び保育所長代表
- (4) 民間保育施設代表
- (5) 幼稚園教諭代表及び保育士代表
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職にあることにより委嘱又は任命された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部こども家庭課、教育委員会教育総務課及び学校教育課において処理し、こども家庭課が事務局となる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会要綱の廃止)

2 壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会要綱（平成24年壱岐市告示第110号）は、廃止する。

2 令和元年度壱岐市子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年6月1日現在)

| No. | 委員 | 氏名 |
|-----|----------|--------|
| 1 | 学識経験者 | 中野 勝 |
| 2 | 学識経験者 | 品川 哲範 |
| 3 | 幼稚園保護者代表 | 川上 雅司 |
| 4 | 幼稚園保護者代表 | 吉永 里枝 |
| 5 | 保育所保護者代表 | 岡本 淳也 |
| 6 | 保育所保護者代表 | 竹尾 大輔 |
| 7 | 幼稚園長代表 | 松嶋 真美子 |
| 8 | 幼稚園長代表 | 山川 恭子 |
| 9 | 保育所長代表 | 谷村 正子 |
| 10 | 保育所長代表 | 山口 寿美枝 |
| 11 | 民間保育園代表 | 眞鍋 久美子 |
| 12 | 民間保育園代表 | 新原 孝一 |
| 13 | 幼稚園教諭代表 | 末永 淳子 |
| 14 | 幼稚園教諭代表 | 内山 時子 |
| 15 | 保育士代表 | 加勢田 成美 |
| 16 | 保育士代表 | 永元 静 |

第2期壱岐市子ども子育て支援事業計画
【中間見直し】

令和5年3月

発行：長崎県壱岐市
編集：壱岐市 市民部 こども家庭課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村蝕 562
TEL : (0920) 48-1117 FAX : (0920) 47-4844

議案第17号

公有水面埋立について

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について異議のない旨長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

壱岐市長 白川 博一

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 埋立位置 | 壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川1588番11及び同地に隣接する道路の地先公有水面 |
| 2 埋立面積 | 57.77m ² |
| 3 埋立地の用途 | 護岸敷 |
| 4 埋立承認出願人 | 壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市 |

(提案理由)

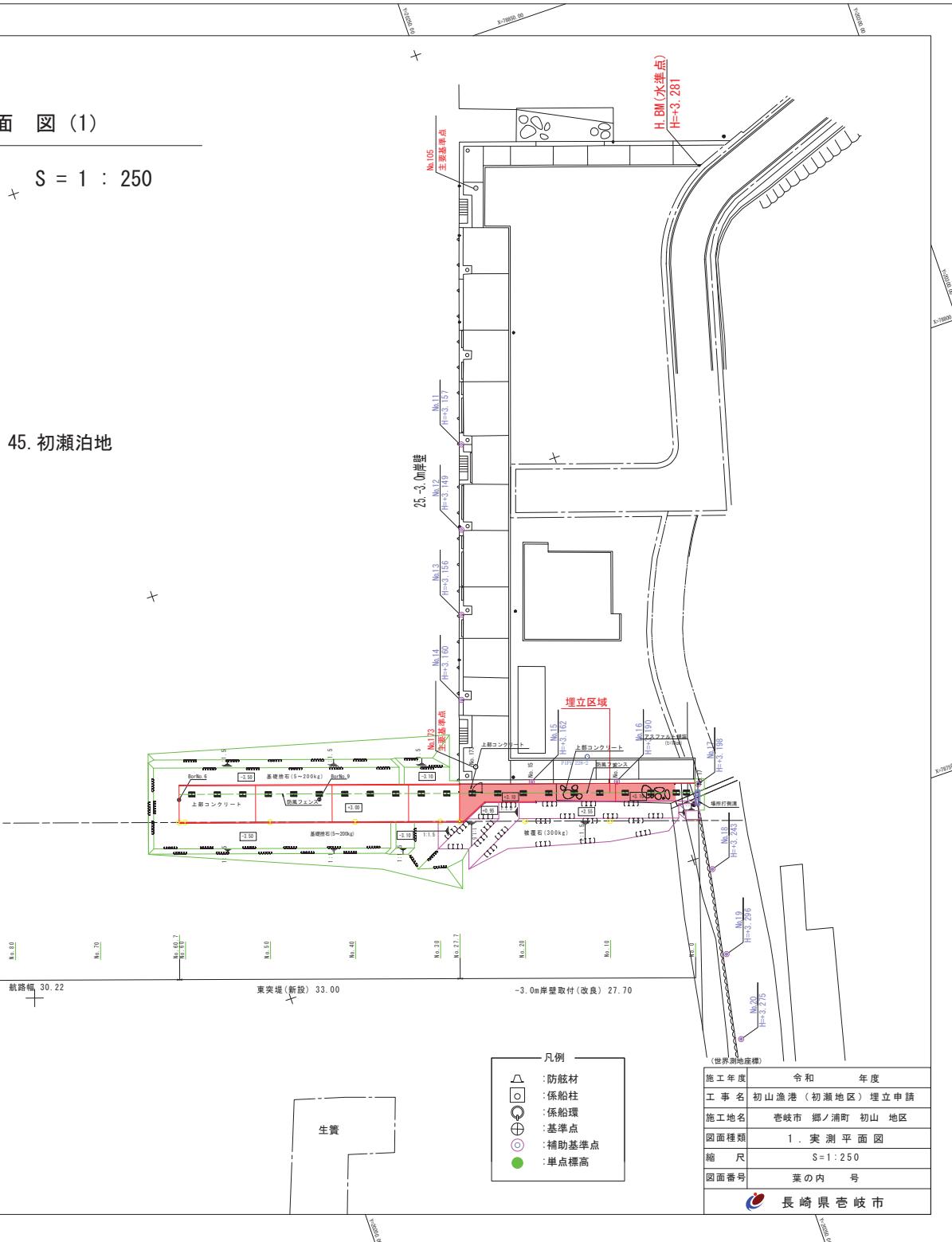
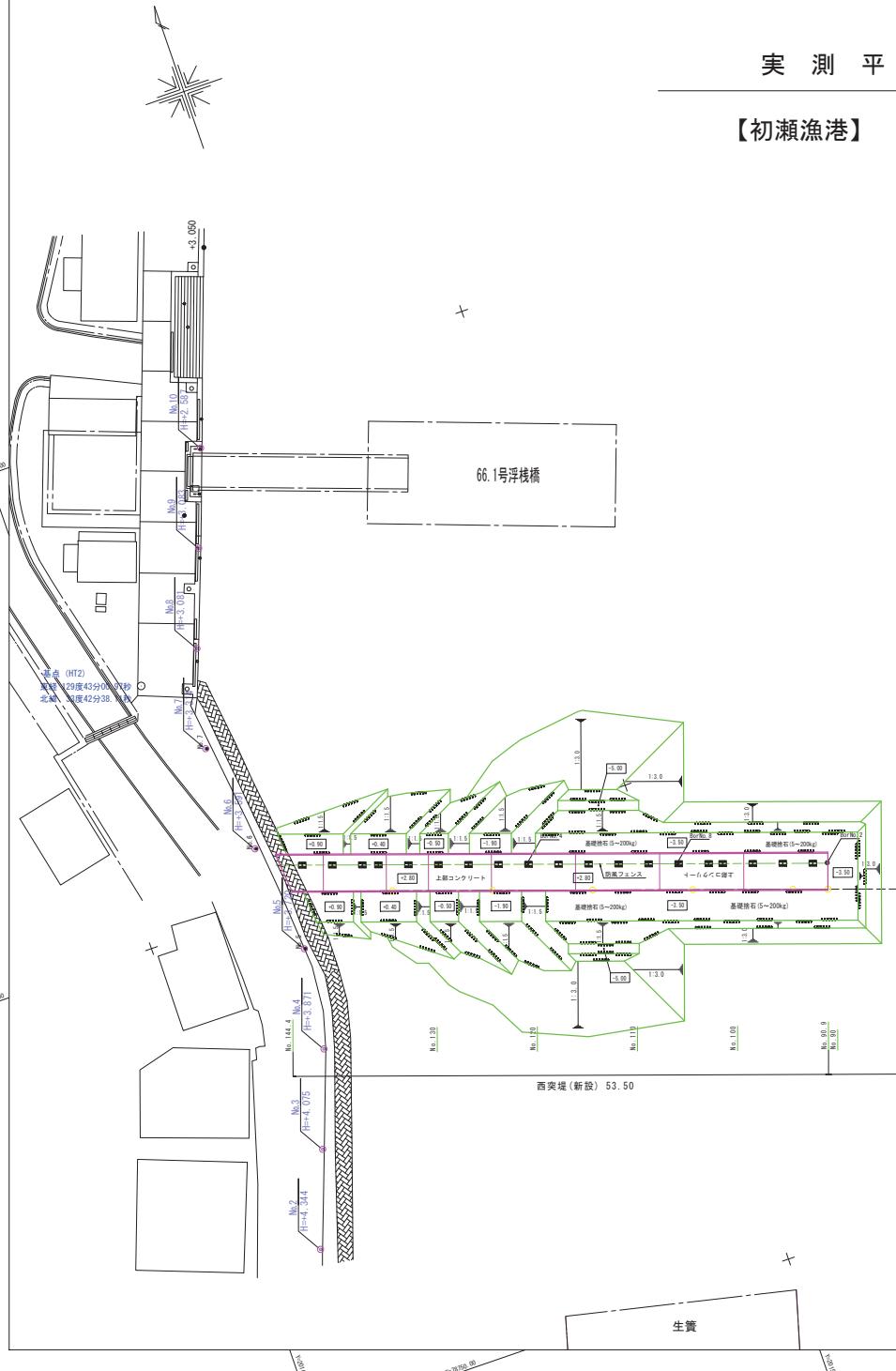
公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項に基づき、議会の議決を経ようとするものである。

実測平面図(1)

【初瀬漁港】

S = 1 : 250

45. 初瀬泊地



| 凡例 | |
|----|-------|
| △ | 防舷材 |
| □ | 係船柱 |
| ○ | 係船環 |
| ⊕ | 基準点 |
| ◎ | 補助基準点 |
| ● | 単点標高 |

| | |
|--------|----------------|
| 施工年度 | 令和 年度 |
| 工事名 | 初山漁港（初瀬地区）埋立申請 |
| 施工地名 | 巻岐市 郷ノ浦町 初山 地区 |
| 図面種類 | 1. 実測平面図 |
| 縮尺 | S=1:250 |
| 図面番号 | 葉の内 号 |
| 長崎県壱岐市 | |